

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年2月10日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		小澤重則君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	米山昇君		内藤久歳君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
生活環境部長	有泉善人君	教育部長	勝村秀彦君
秘書政策課長	内藤博文君	企画財政課長	坂本太久己君
総務課長	長田治君	人事課長	生山勝君
消防防災対策室長	斉藤晴彦君	市民活動支援課長	奥野経雄君
双葉支所長兼市民課長	小松重貴君	教育総務課長	長田隆君
学校教育課長	横森貴志君	生涯学習文化課長	樋口充君
スポーツ振興課長	望月映樹君	図書館長	古屋正彦君

しきしま 幼稚園長	長 田 ひろ江 君	秘書係長	名 取 藤 吾 君
総合政策係長	丸 山 英 資 君	広聴広報係長	島 田 伸 君
企画係長	中 込 広 人 君	人事係長	飯 沼 秀 司 君
給与係長	望 月 新 路 君	庶務係長	森 川 嘉 亮 君
教育総務係長	久 保 欽 一 君	施設係長	早 川 英 彦 君
指導監	興 石 信 君	生涯学習係長	酒 井 厚 志 君
文化財係長	大 嶋 正 之 君	総務係長	坂 本 和 代 君

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 村 宗 和	書 記	山 岡 広 司
書 記	松 井 恵 美		

### 内容

- 1 まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金について
- 2 第2次甲斐市総合計画策定に伴う市民アンケートの実施について
- 3 人口減少対策検討に伴う若手職員のアンケート結果について
- 4 甲斐市と国立大学法人山梨大学との包括連携について
- 5 第2次行政改革実施計画の進捗状況について
- 6 甲斐市民バスの利用状況及び平成27年度の運行内容について
- 7 給与制度の総合的見直し（甲斐市職員給与条例の一部改正）について
- 8 甲斐市役所双葉庁舎給水管布設替工事について
- 9 教育委員会制度等の改正に伴う関係例規の整備について
- 10 路線バス（甲府駅～昇仙峡滝上線）の廃止に伴うスクールバスの運行形態の変更について
- 11 創甲斐教育推進大綱の見直しについて
- 12 甲斐市いじめ防止連携会議及び甲斐市いじめ問題対策委員会の設置について
- 13 インターネット利用に関するアンケートの集計結果について
- 14 その他

開会 午後 1時28分

○委員長（三浦進吾君） こんにちは。大変ご苦労さまでございます。

きょうは穏やかな天気でございますけれども、甲斐市の中でも旧双葉のほうは、芝焼きというのがございまして、今、なかなか勝手に野焼きができないということの中で、2月1日を予定しておったんですけれども、たまたま30日の日に雪が降りまして、消防の人たちにも1日を予定していて、また実行できなかつた、そういう中で、旧双葉のほうで3日と7日の日が、何ていいますか、放火じゃなくてやっぱり延焼して火災が起きたということでございます、1日にやっておれば3日、7日はなかったわけでございますけれども、そんな中で消防の人たちには大変ご迷惑をかけ、また、8日の日に芝焼きができたわけでございますけれども、何か天候に恵まれなくて、8時半からやったんですけれども、1時間ちょっとで、もう雪が降ってきました、途中で断念したわけでございますけれども、そんな中で、本当に消防の人たちには、私どもも対話集会も意見交換会を行ったわけでございますから、大変ご迷惑かけ、また、ご苦労なされたというふうに思います。そんな中でこれからやっぱり火災のことも心配した、先ほど横森課長のほうからお話ございました。こんな事案も出てきて大変心配をしているところでございます。

本日は大変案件もございます。議員さんの皆様方には慎重審議をお願い申し上げ、委員長の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

最初に、（1）まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） お疲れさまでございます。それでは、秘書政策課からご報告を申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金についてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

昨年、人口減対策の基本を定めましたまち・ひと・しごと創生法が成立いたしました。これを受けまして、一番上なのですが、国では国の長期ビジョンを策定いたしまして、2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示したところでございます。

また、国の総合戦略といたしまして、2015年から2019年の5カ年の政策目標や施策が策定されたところでございます。

国の長期ビジョン及び総合戦略を受けて、地方、県とか市町村ですが、地方でも地方人口ビジョン、国の長期ビジョンの地方版でございまして、各地域の人口動向や将来人口推計の分析、あるいは中長期の将来展望を提示したもの、これを策定するとともに、地方版総合戦略、各地域、私どもの人口動向や産業形態等を踏まえて、2015年から2019年の5カ年の政策目標や施策を策定するものを、来年度、平成27年度に作成することとなりました。

それを踏まえまして、国では緊急的な取り組みとしまして、1ページの左の下のほうに経済対策としてまち・ひと・しごと創生関連ということで、地域住民生活等緊急支援のための交付金の国の補正予算が計上されまして、先週、国会を通過したところでございます。この交付金の内容は2つありまして、地方創生先行型の交付金と地域消費喚起・生活支援型の交付金であります。

まず、地方創生先行型の交付金の対象は、来年度、先ほどお話ししました策定する地方版総合戦略の策定、それと、それらに記載する中で前倒しで今年度の補正予算で実施できるUIJターン助成金、創業支援、あるいは販売開拓などの先行事業が考えられております。

一方、地域消費喚起・生活支援型の交付金はプレミアム付商品券などが対象となっておりまして、これはプレミアム付商品券を国が奨励しているメニューでありまして、そのほか事例としては、低所得者等向けの灯油の購入助成とか、ふるさと名物商品、旅行券が国が想定するメニューとなっておりますが、都道府県、市町村等でそれぞれ対応するという中でなっております。

基本的に甲斐市では、市の域内の消費を喚起するためにも、プレミアム付商品券の実施を

予定しているところでございます。

平成27年にも同様な制度を実施した経過がありますので、これらを参考に事業を組み立てていく予定でございます。

現在、各部局へ投げかけて事業などを検討しているところでありますが、3月の定例会の補正予算の追加として予算化をしまして、繰り越しの上、平成27年度に事業を実施していくこととなると予定でありますので、皆さんにもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味ですけれども、この2つの取り組み、まち・ひと・しごと創生関連、よく目が見えないので悪いけれども、金額的には全国的にはどんなふうな金額の補助が出るのかということではありますが、わかる範囲で結構でございます。補正でまた具体的には出されると思うんですが、ちょっと聞いておきたいと思います。いいですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） まだ細かい数字は先週補正になったばかりなので、うちのほうには来ておりませんが、試算として地域消費喚起のほうで9,400万、地域創生先行型のほうで5,600万ほどの交付金が出るのではないかというような情報が来ております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、約1億3,000万ぐらいの交付金がおけるといことでよろしいですね。委員長。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 県とか市町村の分担割合というのがあるんだけど、全体では4億2,000万、補正で出しましたよね。そのうちの例えば地方創生のこの交付金、これについては1,700億円から出るようだけれども、その分担ですが、交付金の中身、県とか市町村の割合というか、わかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 地域創生先行型につきましては、試算されている数字が山梨県含め21億円ほど、山梨県が11億円、市町村が約9億8,000万の試算が出ております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、プレミアム付商品券というのはどのぐらいの規模なんでしょうか。金額はお幾らで、どのぐらいのことを考えているのか、ちょっと具体的にお願いできますか。今、企画の段階なので何とも言えない部分もあるでしょうけれども、おおよその金額で結構なので。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 先ほども申しましたように、補正予算通ったばかりですので、現在、事務費等も含まれますので、詳細なところ今、詰めているところでございますので、金額的にはまた後日ご連絡したいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） じゃ、その消費が、例えば市内でなきゃだめだとか、そういうこともその時点でないとだめなんでしょうか。市民に、例えば1万円であれば1万2,000円のものを作る、どのぐらいの人数なのか、その消費はどこなのかとかいうこともお伝えはできないんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回のプレミアム付商品券ですが、域内消費を基本にしまして市の中の消費を喚起するということですので、その方向で今、検討しているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

金丸議員。

○議員（金丸幸司君） すみません、プレミアム商品券をお伺いしたいんですけども、消費、商店街とかの活性化で使われるべきだと思うんですが、一部大手のそういうショッピングモールに集中になってしまうと、周りの商店街とか余り、その辺の何ていいますか、調整というのは何か考えているんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 申しわけございません、それも含めて今、検討している最中です。申しわけございません、よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上でまち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活等緊急支援のための交付金についてを終了いたします。

次に、（２）第２次甲斐市総合計画策定に伴う市民アンケートの実施についてを行います。それでは、担当より説明をお願いします。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 続きまして、第２次甲斐市総合計画策定に伴う市民アンケートの実施についてご報告いたします。

資料の３ページをごらんいただきたいと思います。

ちょうど、現在、先週６日まででしたが、第１次の総合計画の検証と第２次総合計画の策定のために、市民の皆様にアンケートをお願いしたところであります。

調査対象といたしましては、１８歳以上の住民を無作為抽出いたしまして２、０００人を選びまして、郵送でお願いをしたところでございます。

内容につきましては、設問数４０問、内容については、回答者に関する質問、第１次甲斐市総合計画成果指標値を測定する質問、それから男女共同参画に関する質問、第２次甲斐市総合計画策定の基礎資料とする質問、それから情報提供に関する質問、それから最後に自由意見を書くところを設けたところでございます。

現在、昨日の段階で手元に７５２通、回答が来ております。

今後の予定といたしましては、これから集まった、あるアンケートを集計、分析を行って

いく予定でございます。

なお、本日、議員の皆様にも袋に入っておりますが、アンケートをご用意いたしました。お手元にあると思いますが、無記名となっておりますので何分ご協力をいただいて、郵送の封筒も入れてありますので郵送で送っていただくか、あるいは事務局のほうへ、一応25日締め切りということをお願いしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 引き続き、このアンケートの内容ですが、甲斐市の総合計画の後期計画及び合併検証というアンケートの結果が出ておりますが、大分前ですけれども、それと中身は大分違いますか。同じような中身、前にやったアンケートがありますよね、このアンケートの中身と大分違うんですか、どうなんですか、大体同じようなものですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 組み立てといたしまして、今ちょっとお話しさせてもらいましたけれども、こちらにありますアンケート、第1次総合計画の成果指標値を測定する質問ということで、第1次の際に問いかけた内容と同じような内容をお聞きすることによって、10年の成果を見たいというふうに考えています。

それから、中にせっきくアンケートをするので、庁舎内で市民アンケート、意見を聞きたいものがあるかということで問い合わせをいたしまして、庁内全体で情報を集めたところ、男女共同参画に関する質問というのが新たに出てきましたので、その中で市民の皆さんにこの点をアンケートで聞くという形で入れております。

そのほか、以前広報紙とかなどは広報でアンケートをとっておりましたが、これから市民の情報提供ということなので、同じくこの市民アンケートの中へ広報のアンケートを入れてお話を伺うような質問も、中で入れているところがございます。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） このアンケートの内容の中で3番と4番が（新）となって4番のほうはいいと思うんですけども、この3番の男女共同参画に関する質問ということで、これは第1次の中でもこういった関係のアンケートとかそういうものはなくて、新たにやったということですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 議員のご指摘のとおりでございまして、新たに共同参画のほうでこの質問をちょっと投げかけてほしいという要望がありましたので、こちらのほうへ一緒に聞くことにしたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次甲斐市総合計画策定に伴う市民アンケートの実施についてを終了いたします。

次に、（3）人口減少対策検討に伴う若手職員のアンケート結果についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 次に、人口減少対策検討に伴う若手職員のアンケートの結果についてご説明します。

資料の4ページをお開きください。

議会のほうでもやってみてはというような話もございましたが、目的といたしまして全国的な超少子化・高齢化等に伴う将来的な人口減少が懸念されている中、甲斐市の定住人口の増加に向けて若手職員が考える有効な施策等の調査を行い、若手職員の、市の現状と施策への意識啓発等並びに来年度策定する「地方版人口ビジョン」、「地方版総合戦略」及び「第2次甲斐市総合計画」の参考資料とすることとして実施したところでございます。

調査対象としては、調査日として12月8日から17日の間、調査対象としては39歳以下の正職員、該当177名おりますが、こちらの人たちを対象にアンケートを実施しました。

実施方法といたしましては、今、庁内でネットワークが張られておりますので、グループ

ウェアを活用して、そこでアンケートいただくということで方法をとっております。

回収結果ですが、回答者98人ということで55%であります。

アンケートの結果ですが、質問の、未婚化及び晩婚化のどんなことが理由であろうかということが記述式になっておりますが、主な意見としましては「価値観の変化」31.7%、「女性の社会進出」が22.4%、「雇用形態の変化等による収入の低下」19.9%などが理由ではないかというふうな意見がありました。

それから、少子化の理由、こちらのほうも記述式でしたが、最も多かったのが「教育費等の経済的負担」21%、「子育て・育児環境が不十分」19.2%、「未婚化・晩婚化に起因」があるのではないかというのが12.6%というような意見でございました。

皆さんに、この未婚化及び晩婚化並びに少子化に対してどう考えるかということでありますが、「問題がある」と問題意識として持っているのが85.7%といったところでございます。

それから、甲斐市の定住人口を増加させる有効な施策はないかということでお尋ねしたところ、大まかに分けまして「子育て支援策」42.2%、「企業誘致、企業助成」9.6%、「住宅助成などの定住促進施策」9.6%、「就労支援や企業紹介」4.8%などが主な回答となったところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 早速モデル的にとっていただいてありがたいと思います。

ただ、このグループウェアというのをもうちょっとわかるように、ネットでどんなふうにするかもうちょっと説明していただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 申し訳ございません。

各1人1台パソコンになっておりますので、いろいろなスケジュール、あるいは各課からのそれぞれの連絡事項等を、ペーパーではなく、画面上のソフトウェアを使って各それぞれの全員に配信しているところでございます。

その中に、アンケートの仕組みがございましたので、対象者を抽出して、それでその対象

者にアンケートを投げかけて回答をもらうというような方法をとったところで、従来でしたら紙で焼いてお手元に渡すんですが、そういう手間が省けるということで、ペーパーレスにもなるしということで、せっかくあるシステムですので、これを使って実施したところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのやり方どうこうのあれはないんですけども、回答率が55%ということなので、これが高いか低いかはちょっと余り、個人的な情報が、やっぱりどう考えているかというのが。結構それだとわかっちゃうということかなというプライバシーということにあれなのかなという気もするわけなんですけど、それはそれとしまして大体傾向はわかるのかなと思います。

ただ、これ例えば、ちなみに、非正規の職員の方というのは、この39歳以下だと何人いらっしゃいますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 申しわけございません、その数字はちょっと私のほうで今、持っておりませんので、申しわけございません。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） また後で教えていただきたいと思います。

それから、今回は職員ということでそういう提案をしたのでこういうふうにやっていただいたのですが、今後何かもっと対象を広げてこのアンケートみたいなものをするような予定というのはありますでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 人口減少対策も含めまして今回総合計画を策定いたしますので、今回のアンケート、あるいはこれから総合計画審議委員さんをまた来年度お願いいたしますので、そちらからのご意見、あるいは今ちょっと考えておりますのは全国47都道府県出身の方を集めて47サークルとあって、それぞれの都道府県とうちの違いを見ながらご意見をいただく会議とか、あるいは外へ出ていった学生に、全国に散った学生にメールでアンケートをすることができないかとか、いろいろなチャンネルでの意見を聞くような形を考えております。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に、今回は正職員ですけれども、非正規の、要するに臨時職員なんかについては考えていらっしゃいますか。若手職員は臨時職員はいないということなのかな。どうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回はこういうパソコン1人1台持っているということで、これを有効に使って迅速に回答ができるということで、正規の職員を試験的にやってみるところでございます。今後はいろいろな方法があると思いますので、いろいろな話を聞く、意見を聞くような機会を検討していきたいとは思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） この回答率なんですけれども、今、保坂委員のほうでは、少ないか多いかなんていう話したんですけれども、はっきり言って、これ少ないですよ。どう考えても55%は同じ職場で仕事をしている仲間からのアンケートで55%、一般市民の中からの回答率で55%はまあいいほうかなと思いますけれども、この庁舎内でやって55%というのはどうかなと思います。

試験的にやっている部分というのもあると思うので、回答日、調査日が12月17日までになっていますけれども、その辺はちょっと延ばしてでも、今後の総合計画なんかの参考資料にするという考えなのであれば、今からでも遅くはないので、まだ回答していない人たちからは回答を集めたほうがいいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 数字的に見れば半分は超えておりますが、決して多いとは言えない数字だと思います。今回アンケートするに当たって、一度大会議室で説明会という形で皆さんに今回のアンケートの実施の思いとか趣旨を説明をしたようなこともやったことなんですけど、こんな形になりました。

アンケートですが、実はだれが回答したかというのは、アンケートですのでうちのほうは

はっきりわからないので個別に当たることはできませんが、こういう形ができるということでいろんな機会ですシステムを使ってアンケートを実施して行って、だんだんとそういう職員の回答率、あるいはそういうふうな思いを上げていくような取り組みは必要かと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 名前はアンケートですけれども、職員にとるときアンケートというのは、確かに無記名でもこれは業務の一環ですので、隠しであろうと回答するというのはやっぱり職員の責任だと思いますので、その辺はまた今度検討をしていただきたいと思います。

人口減少に対するアンケートということで主に若手の職員ということだと思いますけれども、若手の人たちの考え方を知るとともに、年代ごとに、この年代はどう考えているんだ、あるいは高齢の方たちはどう考えているのだということも知ることを見ると、若手だけのアンケートというよりは広い年齢層の中でアンケートをとって、その年齢ごとの考え方の違いを知るということもまた大切だと思いますので、今後このようなことがあるときには検討していただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 検討でいいですね。

○委員（長谷部 集君） いいです。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） アンケートの職員でちょっと数字が低いんじゃないかというご意見なんですけれども、実はここにも書いてあるんですけれども、女性の回答率が、男性に比べると男性が56.1、女性が42という数字が出ております。実は、内部の中から、要するに年齢で分けて女性に対するひいきではないかと、要するに女性とすれば答えにくいというやはり苦情が何件か現実ありました。そういう意味からも、一概に職員だから回答率が悪かったということではなくて、ちょっと我々のアンケート結果では、やっぱり女性にしてみれば大分プライバシーの問題ということは答えにくいのかなということを一応感じ取りました。

以上です。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ちょっと待ってください。

長谷部委員、いいですか。

じゃ、樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） このアンケートの女性の低さというのは、アンケートの冒頭にある未婚化及び晩婚化の理由と、これは全く女性蔑視じゃないけれども、何、未婚化であろうが晩婚化であろうが、大きなお世話だというふうな気持ちになるですよ、女性の場合は。だからこのアンケートの出し方がやっぱり問題だと思うんですよ。その辺やっぱり工夫をすべきだというふうに思います。逆に、名前はわからないということのようですよけれども、そんなふうな感じがしないでもないですよ。いかがですか、課長。

○委員長（三浦進吾君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 最初の未婚化、晩婚化が女性というふうな形ではないかというのが、これは男性も含めて未婚化、晩婚化ということでございまして、別に女性にこだわってご質問しているわけではないんですが、逆に言えば、そういうふうな質問に対して敏感になっているというところは、例えば男性も含めて個々であると思いますので、その辺で回答率回答できないという部分もあるのかなという、これはあくまで推測ですが、女性、男性にかかわらず、そういう問題、個人的な問題もありますので、そんなことも身近な問題として考えてしまったのかなというふうな思いもありますが、今回は私どもは市の職員として、個人のあれもありますが、客観的に市の職員として回答していただきたいという思いを伝えたところでございますが、十分説明が伝わらなかったのではないかなというところは反省しているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） よくそうなのかなとも思いますが、しかしながら、どこにでもこの女性の社会進出、子育て・育児環境が不十分とかいう、こういう質問欄がある中で、その女性の職員の方たちが自分たちの環境をよくするためにもう少ししっかりとした回答をして、職場の環境を整えるというのは非常に大事なことであると思います。ですから、今回、先ほど長谷部委員からの回答があったように、この回答率は低過ぎるということは確かに私も最初に思いました。こういう結果が出たのであれば、職員の中でも女性のありますね、何ていうんですか、女性の会、女性職員のそういうところがあると思いますから、ぜひこれは投げかけていただいて、女性の職員の方の回答率が低かったということ、女性の職員たちがしっかりともう一度見直していただきたい機会にさせていただきたいなと思います。

これでは、この先、男女共同参画という問題もだんだん甲斐市ではおくれていくような気がいたしますので、ぜひその辺もう一度検討していただきたいなという気持ちがありますの

で、ぜひそういうことは女性のそちらのほうに、代表者もいらっしゃるでしょうから投げかけていただいて、職員として自覚がどのぐらいあるのかということをもう一度考え直していただく機会にさせていただきたいなと思います。要望で結構です。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちなみに、この条件での甲斐市の離婚化率というのはどのぐらいなんですか。わかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） そういう数字はちょっと持っていないところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 要するに、一人一人が晩婚であろうと未婚であろうと個人の自由なんです、それは確かに。だけど、今、日本の国はそんなこと言っていられないぐらい深刻な人口減少のところに来ているということを認識していただきたいとことで、自分がそうであるということはこっちに置いておいて、このことに関して職員としてどんなふうにかえるかと、客観的に考えるかみたいなの、そういう回答はできるはずじゃないかなとは思ってますよね。そういうことでぜひご協力をお願いしたいという感じなんですよね。それで言っているわけなんですけれども、別に無理やりどうのこうの言いたくないことを言えとか、そういうことではないということなので、その辺もうちょっと政策的にもやっていかないと大変なことになりますよと。なくなっちゃうわけですから、自治体自体が。言っているわけですから、騒いでいるわけですから、その辺のところのぜひ職員の教育ということも考えていただいて、自分は自分でそれは理由はあるけれども、それとまた別に、職員としてという立場でもやっぱり考えていかなきゃいけないだろうと、これはあると思うんですけれども、いかがでしょうか。部長さんでも結構なんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 保坂議員のご指摘はごもっともでございまして、先ほどもちょっと私がお話ししましたが、個々の個人的な問題はこちらに置いておいて、市の職員としてこの問題にどう向かうか、その上でこの回答をいただきたいという形で皆さんにはお願い

したところでございますので、いろいろな個人的なそれぞれの置かれている状況は多々あると思いますが、職員としてどうか、政策として今後どうするかということを含めた上で回答をいただけるように、今後もアンケートのときには積極的に働きかけていきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのあれでやっていただいたんだけれどもという結果という一つはあるわけですよね。やっぱり、もうちょっと職員の教育をしていただきたいと思います。やっぱり甲斐市の職員となったからには、自分のことはあるけれども、それ以上に甲斐市をどうするかということが大事なんだという、そのためにお給料もらっているんだということぜひ肝に銘じていくということは大事かなと。いや、別に責めているわけじゃないですよ。だけど私、本当にそう思います。自分もそう思うんですよ。自分も議員としてそう思うんだけれども、職員の方だってそうでしょうと。だから、いろいろ状況はあると思いますが、ぜひご協力をお願いしたいと思っておりますけれども。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか、答弁。

○委員（保坂芳子君） 答弁。

○委員長（三浦進吾君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ご助言ありがとうございます。

うちのほうではアンケートもやりましたが、若手に市の政策にもうちょっと携われるような、あるいは政策を自分で立案できるようなことも含めて、各部署で若手を2名ずつ選出していただきまして、そういう形の政策について議論するような会も進めていくような予定をつくっておりますので、若手からそういう形で政策について携われるような機会、あるいは方法を学ぶようなところをいっていきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今、メモが入りまして、臨時の職員、嘱託の職員が376名いますが、うち、39歳以下が147名というふうな数字だそうです。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） このアンケートについては、類似自治体とかそういうようなところでこんなふうな内容のことをやっているのを参考にしてこんなことをやったのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 類似の自治体でこのようなアンケートを職員向けにやっているというふうな事例はちょっと私のほうではつかんでおりませんが、若手に人口減少について考えていただきたいという意味も含めまして、独自にやりましたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 他の自治体でやっていないことを先駆けてこういうことを市の職員皆さん自らやるということは、非常にいい試みだと思います。

ここの題目にありますように、今、国も地方自治体も抱えている大きな問題に関して取り組む姿勢というのはいいんですけれども、先ほども委員のほうから出ましたように、この回答率、いろいろな理由はあるとは思いますが、やはりこれからこの総合計画に関する部分もありますね。これからの一番取り組んでいかなきゃならない大きな問題、この点に関して、いろんな背景はともあれ、回答率の55%は非常に低いと、ある面では意識が非常に低いというふうな感じを持たざるを得ません、はっきり言って。だから、この点をせっかくこういうことをやるんだから、もう少し職員自らがそういった市がこれからの将来に向けて抱えている問題に対してみんながベクトルを同じに向けて、市全体で取り組んでいくというそういうスタンスを考えれば、もっともっと職員自らが真剣に取り組んでいただかないと、やっぱりうまくないと思うんですよね。その点についてはどうですか、先ほども何回か答弁を。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 先ほどからご指摘をいただいているように55%の数字、一般のアンケートならまだしも、職員で低いということで、ご指摘は心にとめておきまして、今後の取り組みについて参考にしていきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で人口減少対策検討に伴う若手職員のアンケート結果についてを終了いたします。

次に、（４）甲斐市と国立大学法人山梨大学との包括連携についてを行います。

それでは、担当より説明をお願いします。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） それでは、５ページをお開きください。

国立大学法人山梨大学との連携についてということでご説明したいと思います。

県内各それぞれいろいろな自治体で行政課題の解決のために、大学との連携を図るところが幾つか見られるようになっております。本市でもこの経過にありますように、25年度に山梨大学から包括連携協定の提案がございまして、その後、事前の協議とか話し合いを何度かしてきたところでございます。

背景には、こちらに書きましたが、山梨大学には教育人間学部、医学部、工学部、生命環境学部の４部がありまして、それぞれの分野の専門家が在籍しております。

また、山梨大学では「地域の中核、世界の人材」をスローガンとして掲げ、地域のさまざまな要請に応え、本県における学術文化の中心となることを目指して、平成26年度、今年度、文部科学省より「地（知）の拠点整備事業」、よくCOCと言われますが、これに採択されまして、地域振興支援の活動を精力的に行っているところでございます。

現在、山梨県、あるいは甲府市、南アルプス市、中央市などと連携を図って、それぞれの研究事業を行っているところでございます。

今後、自治体間での政策立案競争となる状況でありますので、専門家の集団である大学とさらに連携を図っていく必要はあると考えております。

ということで、これらの背景をもとに一番近くである山梨大学と包括連携協定を結ぶような取り組みを進めていきたいということで、現在取り組んでいるところでございます。

先日、打ち合わせがございましてスケジュールの案を出したところでございますが、今後、大学の連携推進会議を設置したり、どんなプロジェクトをやるかということ調整、あるいは推進体制を設置、あるいはそれぞれの大学での推進事務局の打ち合わせを経て、おおむね年度明けの５月の連休明けをめどに包括連携の調印が進められればという形で今、動いている状況でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、ちょっと教えてください。

この大学と連携いたしまして、主にどのような事業と申しますか、今、計画を、このスケジュールが出ないと今後やるその事業とかそういうことはまだわからないんですか。大体こういうことを予定しているとか、そういうことあったら教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 現在、事前の打ち合わせをしているところでございますが、候補に挙がっているというか出ておりますのが、バイオマスを活用した事業の推進につきまして、液肥化の利用とかその辺の研究を行うとか、あるいは、やはたいもに関しましては今もそうですが、連作障害があります。同じ畑で毎年つくれないと、5年ぐらいあけなければだめだということで、そちらの専門家と、その辺の解消に向けて何か策はないかというような研究もいいのではないかと申すので今、候補に挙がっているようなところでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これを連携するに当たっては、費用は何かかかるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今後、協定を結んだ以降、それぞれの研究に対しまして市からも研究をお願いするわけですので、その辺で具体的などのぐらゐの研究費、あるいは、向こうも持ったお互いにそれぞれで持ち寄った上で、その事業を研究していくような形になる

と思いますので、また積み上げができましたら議会のほうにご相談させていただくような予定でおります。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 現在、この4市が連携を引いているということですが、具体的な何か連携の内容というか、そんなものはあるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 県は特に各部局にわたっておりましていろいろな研究を細かくやっているようなので、ちょっと一覧はないんですが、例えば、南アルプスでは南アルプスの出身の大学の先生がおりまして、果樹の関係の研究をしているというふうに伺っております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 非常にこの連携も、いよいよ皆さんの努力でこういう調印みたいな運びになるようですが、それには敬意を表したいと思っておりますけれども、今後、これ進めていくのに先ほど何かバイオマスとかやしたいもの関係で話が出ましたけれども、例えば、ほかの市でも連携はやっているんだらうけれども、余り僕たちのあれに聞こえてこないというのは、やっぱり調印だけ済ませて、その後が問題だと思うんですよ。調印しておいて連携していくんだという積極的な姿勢を持って、今、課長が例を挙げたのはほんの一部だと思うんですよ。教育の関係もいろいろな学部がありますから、いろいろな話が調印後にはまた連携していく上でいろいろ話は詰めていくんだらうと思っておりますけれども、やるからにはぜひ積極的に進めてもらいたいと思っております。要望で結構ですから、よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） その関連になるかもしれませんが、その連携なんですが、じゃ、その一つのテーマをお願いするといったときに、例えば期限とか、いつぐらいに中間報告を出してほしいとか、最終はどうかとか、そういう中身まで期限までは踏み込められるんでしょうか。ただやらせても最終的には結論が出ないということもあり得ますので、テーマごとによって違うと思っておりますけれども、その辺はお考えどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ご指摘のとおり、研究ですので結果が出るまで待ちましょうというわけには、うちのほうでも公費を出す場合、そういうわけにはいきませんので、ある程度スケジュールに乗ったものをつくらせていただいて、報告等をしていただくような考えを持っています。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） というのは、例えば直近のバイオマスについては、もういよいよ来年度からいろいろ計画に入るといいますから、その計画の中にそういった連携の課題というものが含まれるべきだとは思いますが、そうすると、そういったテーマについては早目早目で追っていかないと反映できないということもあり得ますので、この辺はいかがでしょうか。もしバイオマスでやるのであればということです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） バイオマスにつきましては、当面、現在行っております液肥の形のバイオマスについて大学では研究できるんじゃないかということで伺っておりまして、木質バイオマスということではなくて、あちらのほうの液肥をつくっているバイオマスのほうの問題について課題に上がっているようなところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市と国立大学法人山梨大学との包括連携についてを終了いたします。

次に、（５）第２次行政改革実施計画の進捗状況についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

企画財政課から、第２次行政改革実施計画の進捗状況につきまして取りまとめをいたしましたので、ご報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

資料のほうは６ページになります。よろしくお願いをいたします。

まず、平成25年度の取り組み状況の集計でございますが、第２次行政改革大綱に定めま

した取り組み件数としましては、そこにごございます74件ございまして、取り組み状況は、計画期間であります平成22年から平成27年の6年間の実施スケジュールに照らしまして、順調なのか、おこなっているのかなどの状況をあらわしたものでございます。

内容を見ますと、82.4%がaの「順調」であるということですので、おおむね計画どおりに取り組んでいるところでございます。

資料のほう7ページのほうになります、7ページから9ページまでに取り組み項目を具体的に記載させていただいております。

この7ページから9ページまでの表の上の欄外のところに進捗状況、Aの実施済みからDの未実施まで、取組状況につきましては、aの順調からdの未実施までの評価をしております。

進捗状況につきましては、平成25年度の終了時の進捗状況ということになります。

取り組み状況につきましては、大綱の計画期間であります平成22年から27年の6年間の実施のスケジュールに照らして、順調なのか、おこなっているのかというような判断をしたところでございます。

内容のほうですが、①から④番までやはり欄外のほうにごございまして、これは行政改革の効果の種類としまして、まず①が経費節減効果額がございまして、これらについては、指定管理者制度のように経費節減効果があったものについて表示をしております。

②番の増収確保効果額、これにつきましては広告料の収入などでございます。

③番の人件費効果額、これにつきましては、定員、給与の適正化、それから人件費の削減効果等をあらわしたものでございます。

④番は、数値化できないということで、アンケートの実施など効果を具体的に数字であらわすことができないものを④番というようなことであらわしております。

6ページのほうに戻っていただきまして、2番の重点項目別になります。

(1)につきましては、自治体運営から新しい自治体経営の推進につきまして数値化できないということで、この部分については横棒ということで記載がございません。

(2)の行政サービスの見直しの項目でございまして、これにつきましては、税の休日・夜間窓口サービスの拡大、障害者福祉手当の支給基準の見直し、システム入れかえに伴います低い経費でシステム構築または指定管理者制度の導入というようなことで、平成25年度につきましては、新たに効果が算出された事業としまして、スクールバスの運行委託の検討というようなことで、合計で1億223万9,000円の効果額がございました。

(3)の健全な財政の運営のところですが、これにつきましては、広告料収入、それから公有財産の効果的な利用、売却がございますが、これらによりまして3,107万5,000円の効果額となっております。

6番の公営企業の健全化の項目では、民間委託の推進というようなことで水道料金の収納業務の民間委託、また、平成25年度は新たに効果額が算出された事業としましては、下水道の使用料の徴収事務委託のようなものがございまして、1,956万8,000円という効果があったところでございます。

第2次の平成25年度の効果額B欄につきましては、合計欄の記載のとおり1億5,288万2,000円、平成22年、23年、24年の効果額を合わせますと、合計で5億8,558万4,000円となったところでございます。

内容ごとの効果額というところで、①の経費節減効果、これにつきましては1億1,212万3,000円、②の増収確保効果につきましては3,419万、③の人件費の効果額については656万9,000円というような状況でございます。

詳細につきましては、先ほど申し上げましたように7ページから9ページまでに記載をしてございますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

7ページから9ページの中で、おおむね前年と同様の効果額が生じているというところがございますが、平成25年度に新たに効果額が算出された事業としまして、先ほど申しましたこれは8ページの上段の②になりますが、スクールバスの運行委託の検討ということで、正規職員から嘱託職員へ移行したことによりまして357万9,000円、新たに効果額が出たところでございます。

また、その下の③の学校用務員につきましては、平成22年に給食センター方式を採用しています7小・中学校の雇用の廃止を行いました。平成25年度にはさらに業務委託時間の見直し、それから、これを業務委託時間を見直す内容としましては給食の受け渡しの業務委託としまして、この委託期間を見直したというような内容になっておりますが、これらを実施したことによりまして、今まで77万8,000円程度でございましたが、見直しによりまして229万円というような効果が出たというようなところでございます。

これらが新たに見出された効果額というところでございます。

今後もこれらの業務委託の見直しを行いまして、行革の節減を図っていきたいというふうに考えております。

以上が、第2次の行政改革の平成25年度の効果額ということで報告をさせていただきました。

いと思います。

この内容につきましては、今後、ホームページ、それから広報等で市民にお知らせする予定でございます。

なお、平成27年度、来年度になりますが、第2次行政改革大綱の最終年度ということになります。平成27年度には、新たに第3次の行革大綱の策定を行うということになっておりますので、これまでの行政改革の内容を検証しまして、計画作成のほうに来年取り組んでいきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 6ページのその1の取り組み状況の中で未実施の項目というのはどれがそうなのかと、取り組み終了と、この2つを教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） お答えしたいと思います。

まず、未実施の事業でございますけれども、7ページの上から5段目になりますが、市民満足度調査の実施というものが未実施になっています。これにつきましては、先ほどご審議いただきました市民アンケートにつながっていますので、平成25年度の時点では未実施だというふうになっております。

あと、取り組み終了ですけれども、今の市民満足度調査の上に2段いきますと、事業仕分けの実施というのがあります。これにつきましては、試行的に実施をしたわけですが、最終的にはこれは事業終了というふうにさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） もう一つ、7ページの何かこう色が、何ていうのかしら、斜線入って

いる黒くなっているところなんです、dというのがあるんですよね。取り組み状況のd、竜王保健福祉センターと敷島と双葉が取り組み状況dになっているんですが、これはどういう意味なんですか。また、黒くなっているというのはどういうことなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） まず、指定管理者制度のものがこのように全て当てはまってくるんですけども、指定管理74の取り組みのうち、一つの取り組みとしては、全ての施設の指定管理者制度ということで一つの取り組みとしております。その中でも個別に検討しなければならない、また導入を図っていかなくやならないというふうなものが、この網かけになっているような状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、このdになっている今言った3つのことはdだから、未実施ですよ。これは指定管の中で実施していくというような意味なんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 大変説明不足で申しわけございません。

保健福祉センターにつきましては、導入検討委員会のほうで一応検討はしていたんですけども、結論がまだ出ていないというような状況がありまして未実施というふうになっております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、この全体の中で④の数値化できないというのがたくさん項目で、効果のところでありますよね。この数値化できないことについての評価というのは、どういうふうにしていくんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 平成22年のときにこの第2次の行革の実施計画をつくったわけですけども、そのときから数値化できないというふうな表現になっております。これは効果額、いわゆる金額として数値化できないということで、例えば、サービスの度合いがふえたとか、そういったものも実際には額ではありませんので、効果が出ているところがありま

すけれども、そんなふうな表現になっております。これにつきましては、第3次のほうで十分に検証していきたいというふうに思っています。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今回の件なのですが、やはり数値化できないものの評価というのが非常にソフト面で大事にこれからなってくるかと思うので、その点をやっぱり中心にきちっと今後討論して、きちっとそれが市民満足度につながるようなきちっとした評価と満足度につながるように今後はしていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

○委員（保坂芳子君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次行政改革実施計画の進捗状況についてを終了いたします。

次に、（6）甲斐市民バスの利用状況及び平成27年度の運行内容についてを行います。

それでは、担当よりご説明をお願いします。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、次に、甲斐市民バスの運行実績、甲斐市民バスの利用状況等について、ご報告を申し上げさせていただきます。

資料のほうの10ページのほうをお願いしたいと思います。

運行実績につきましては、3カ月ごとに報告を申し上げているところでございます。今回は平成26年4月から平成26年12月までの報告を申し上げるところでございます。

なお、表中の下段のほうの括弧の表現につきましては、平成25年度の4月から12月まで、同時期の実績ということで対比になっております。

内容のほうですが、ご承知のとおり甲斐市民バスにつきまして5ルートございます。その運行実績につきましては、中段の太線枠の中を確認していただきたいというふうに思います。

まず、山梨交通敷島営業所からJRの竜王駅を經由いたしまして、山梨大学附属病院線でございます。

平日の月曜日から金曜日を運行しておりまして、実績は黒枠の中ですが、1便当たり5.01人の利用状況でございます。

次に、竜王～双葉線になります。平日の水曜と日曜を運行しておりまして、実績は1便当たり4.53人でございます。

次に、敷島～双葉線、これは2路線ございますが、平日の火曜日と土曜日を運行しておりまして、その実績は4.12人でございます。

次に、今度はジャンボタクシーによる運行になりますが、敷島北部線につきましては、火曜、金曜の運行で、実績が1便当たり3.37人でございます。

次に、双葉北部線につきましては、月曜、土曜の運行になりまして、1便当たり3.23人ございました。

その一番下のほうになりますが、この運行継続基準というようなことで、山交の敷島営業所から医大線になります。それと、竜王～双葉線、敷島～双葉線につきましては、平均乗車人員は1便当たり5人、それから、敷島北部線、双葉北部線につきましては、平均乗車人数は、1便当たり3人ということで運行基準を定めております。

この運行継続基準につきましては、平成25年、26年の2カ年の乗車実績に基づいて運行の適否を判断するということになりますが、竜王～双葉線、敷島～双葉線では、運行基準を下回っているというような状況でございます。

運行の経費等については、一番下の下段になりますが、1,873万4,280円ございまして、運賃収入が366万7,200円ということで、支出額は1,506万7,080円という結果でございます。

以上、報告を申し上げます。

この市民バスにつきましては、今まで広報紙、それから自治会の联合会等を通じまして、市民バスの利用増大に向けまして案内を行ってきておりますが、引き続き、市民バスの利用促進策としまして、甲斐市民バスの応援事業、これを継続して実施していきたいというふうに考えております。

また、報告でありました内容のとおり、竜王～双葉線及び敷島～双葉線につきましては、運行継続基準を下回っているということで、当然廃止を含めた検討を今回はさせていただいたところであります。

これらを含めまして、平成27年度におきます甲斐市民バスの運行内容について説明をさせていただきます。

これにつきましては、11ページのほうをお開きいただきたいと思います。

運行経路につきましては、市民バスの本格運行を行った平成25年度、26年度の運行状況をもとに検討をさせていただきました。

まず、既存の市民バスについてでございます。

まず、その運行路線1番のところですが、①、山梨交通敷島営業所～山梨大学医学部附属病院線、それと④番、敷島北部線、⑤番、双葉北部線、これらにつきましては、運行基準を満たしておりますので、原則、これまでどおりの運行をしていきたいというふうに考えております。

したがって、2番の運行車両になりますが、①番につきましては、中型バス29人乗りで、④番、⑤番の路線につきましては、今までどおりジャンボタクシーの10人乗りで、運行経路、時間帯についてはこれまでどおりの運行としますが、ただここで④番の敷島北部線については、路線バスの廃止に伴いまして代替策を講じますので、この後で若干説明をさせていただきたいと思っております。原則、今までどおりの運行でやっていくというところでございます。

次に、②番の竜王～双葉線及び③番の敷島～双葉線につきましては、運行継続基準を下回っているということですので、廃止を含めて検討したところでございますが、その内容としては、本格運行から今日まで2年であること、それから、交通空白地帯が生じてしまうということ、それから、現利用者への影響などに配慮が必要なことということで、運行車両を現在の中型バスから小型のジャンボタクシーに変更することで経費節減を図り、これまでと同様の運行内容で継続していくこととしたいと考えているところでございます。

なお、車両を変更することによりまして、運行継続基準を平成27年度からはこれまでの5人以上から、ジャンボタクシーになりますので3人以上として運行可否を今後判断していくということになりますので、よろしくお願いを申し上げます。

運行時間帯につきましては、これまでどおりと同じ時刻表で運行することになります。

次に、路線バスの関係になりますが、甲府昇仙峡滝上線についてご説明を申し上げます。

さきの委員会のほうでもお話を申し上げさせていただきましたが、民間路線バスの廃止に伴いまして、甲斐市、甲府市で共同運行してまいりました甲府駅～清川経由昇仙峡滝上線でございますが、これは共同運行の相手であります甲府市のほうから路線廃止の申し出がありまして、平成27年3月31日をもってこの路線は廃止するということになります。

市としましては、これまで6回にわたりまして沿線自治会と沿線住民の交通手段を確保するというところで協議をしてまいりました。

その結果、これまで甲府市と共同運行してまいりました甲府駅～清川経由の昇仙峡滝上線にかわりまして、代替策としまして既存の市民バス、敷島北部線でございますが、これを増便、延伸するというところで協議が調ったところでございます。

④番の敷島北部線になりますが、この路線につきましては、起終点を現在オギノ敷島店ということで設定しておりましたが、これを竜王駅の南口まで延伸をさせていただきます。それと、週2回増便をさせていただきます。

それから、これまで路線バスを利用しておりました通勤、通学者に配慮しまして、清川バス停から敷島仲町のバス停までの区間運行を追加するというような代替策をとりたいと考えています。

ですがいまして、運行日、便数につきましては、先ほどのご説明申し上げました、これまでの④番は火、金でございますが、この週2回の運行に加えまして、廃止路線の代替策としまして、月、木、この週2回を同じ時間帯で増便をしまして週4回とし、かつ清川～敷島仲町区間を月曜日から金曜日の早朝、朝1便の下りだけということで運行させていただきたいというふうに思います。なぜ下りかということは、通勤、通学者の便を確保するという意味合いでございます。

全体的に総括をさせていただきますと、まず1番で、運行経路につきましては、①番から⑤番までのとおりでございます。

2番の運行車両につきましては、中型バスの29人乗りは①の路線、ジャンボタクシー10人乗りは②から⑤までの路線です。

3番の運行経路につきましては、①から③、⑤は変更がありません。④につきましては、路線バス廃止代替策として、終起点をオギノ敷島店から竜王駅南口まで延伸、かつ清川～敷島仲町区間を新設になります。

4番の運行日、便数につきましては、①から③、⑤についてはこれまでどおり、④番につきましては、代替策としまして月、木を追加、かつ清川～敷島仲町線を月曜から金曜日の早朝下り1便のみ新設ということになります。

なお、この④番の敷島北部線の代替策でございますが、今後は増便したことによります利用状況、それから利用者の声を聞きながら、今後の運行は検証してまいりたいというように考えておりますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上、バスの運行についての報告とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 2つほどお伺いしたいんですが、まず表の10ページのほう、敷島北部線と双葉北部線その運行経費のところ、前年が121万、今回は132万4,000円と、便数は変わらないということで、このふえた原因、ガソリン代は多分初めの上期はちょっと高かったけれども、下期あたりから結構安くなっているんだけれども、何だろうかなど。

その横のやっぱり双葉北部線ですか、これも20万近く違っていると、この理由をちょっとお聞かせいただきたいというのがまず1つ、お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 金額が違うのは、まず、敷島北部線につきましては、帰りの便、オギノ敷島店から清川方面に上がっていく便なんですけれども、牛句というちょうど葬儀場があるアピオのところがあるんですが、そこからお客さんがいなかった場合、それ以降の牛句で全てのお客さんがおりてしまって空で走るということはしませんので、その場合、お客さんがいるところまでしか運行しないというような形で、こういうふうな変化が出ているかと思えます。

また、双葉北部線につきましては、4便違ってきているんですけれども、昨年との比較で1日で4便、今回の場合減っているという形ですけれども、その関係の経費と、そしてあと、どうしても25年と26年の運行委託料のほうは値上がりしているような状況がありますので、このような影響であるかなというふうに思っております。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） もう一つお伺いしたいんですが、新しいバス運行になるということなんですけれども、経費のことばかりで申しわけないんですが、新しい方法でやった場合、こともしくは前年と比べてどういう状況になるんでしょうか。縮小になるんでしょうか、拡

大になるのでしょうか。サービスはちょっと濃くなっているとは思いますが、このシミュレーションはいかがでしょうか。数字的に出せますでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 全体的に値上がりしているという部分もあるかと思うんですけども、単純に言いますと、竜王～双葉線、敷島～双葉線につきましては、バスを小さくコンパクトにしたことによって経費の削減は少しはなるかと思っております。

また、敷島北部線につきましては、ほぼ1.5倍的な要素がございますので、そのぐらいの経費が上がるというふうなことは考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 先ほどの課長の説明で、運行日とか便数の関係で今、説明があったわけですが、空白地帯とか利用者の都合とかというような理由が挙げられていましたけれども、こういうものはどういう感じで調査されたんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

中込係長。

○企画係長（中込広人君） 委託バス会社から毎月毎月月報が報告がありまして、そこで何日に何人乗った、またはどのバス停に乗ったというふうな形になっておりますので、それに基づいて人数等のほうは把握しているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） まだちょっとわからない部分もありますけれども、いずれにしてもこういうことを、運行日とか便数を決める場合に、経費ばかりではなくて、現実には空白とか不便を感じる人もいるとかというような、そういうような理由を明確によく検証してもらって、当然そういうことはされていると思うんですが、より以上に、やっぱりだんだん利用者が少ないと廃止せざるを得ないような方向にもいくと思うんです。だけれども、いろいろなことを調べるのは大変でしょうけれども、ぜひその辺をよく、今まで以上に念には念を押しつけてやっていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この運行の事業として費用もかかるわけですが、総事業の中で

大型バスからジャンボに変わったというようなことも含めて、平成27年度、このバス事業に関して増額になるのか、減額になるのか、その辺のところは今後予算でやるとは思いますが、けれども、どんな見通しになっているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） バスの運行につきましては、当然委託というようなことで運行経費がかかります。当然、今ここで申し上げましたとおり、路線的にも増えているところもございますし、車両が変わったというところで、基本的には前年の経費を上回らない中で予算の組み替えというんですか、積算をした中で行っているというようなところでございます。

また、廃止路線であります共同運行の部分が白紙になりますので、そこら辺も含めて、トータルで現在使っている経費の決算額以内で何とか運行させていくというところで、予算のほうは見積もったところでございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市民バスの利用状況及び平成27年度の運行内容についてを終了いたします。

次に、企画政策部関係その他に入ります。

秘書政策課より報告がございました。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） それでは、秘書政策課から、4点ほど口頭でご報告申し上げます。

1点目は、まず、甲斐市地域審議会条例のことにつきましてですが、3月の定例会において廃止の条例を提出しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2点目が、先月ご案内いたしました、甲斐市山梨県人会についてでございます。

首都圏の山梨県人会において、甲斐市出身の方々などが集う会の設立の声が上がりまして、市も全面的に協力する中で、先月の1月22日木曜日に東京において約50人が集まりまして設立総会が開催されたところでございます。

会長には、竜王の玉川出身の山梨農林の東京剣道総会の会長の込山様が会長に就任されま

して、副会長に敷島の清川の出身の飯窪様、それから双葉出身の長谷部様がそれぞれ副会長になりまして、もう一つ、一人地元のほうからということで商工会の会長、中村様が副会長に選出されたところでございます。

先日の通知でもご協力をお願いしましたが、議員の皆様におかれましては、加入とともに、特に首都圏在住のお知り合いに対するこの甲斐市山梨県人会への加入のお誘いなどへ活動に対しましてご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

次に、甲斐市の市制祭の開催についてでございます。

さきの9月の市制10周年記念式典の折には、10周年という節目の式典にふさわしく盛大に開催ができて、皆様方にもご協力をいただきましてお礼申し上げます。

以前にもお話をさせていただいているところでございますが、予算時期でもありますので、今後の市制祭の式典につきましては、5年、10年の節目の年度での開催といたしますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

最後に、甲斐市の広報であります広報「甲斐」を今までホームページとかで掲載しておりますが、今度スマートフォン対応、タブレット対応でタブレットで見ることができるようアプリがありまして、それを活用して広報を図っていこうかということで考えておりまして、ちょっと実物を見せたほうがいいと思っておりますので、こういうこのぐらいのタブレットで、今、最新号が出ています。これが2月号、これでこういうふうに指でやりますと、1ページ目の申告の記事が出ています。同じようにページをまくるように、こうやってページをまくって記事を見て、小さいですが、こういうふうにやると記事を大きく読むことができるというふうなスマートフォン対応のこういう形のサービスがありましたので、県内でも山中湖、あるいは上野原などが採用しているところでございまして、うちも早速、経費的にも自治体の負担はありませんので、こういういろいろな機械を通じて市のPRを図っていきたいということで、今後これでこのサービスを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

甲斐市地域審議会条例の廃止については、定例会の案件でありますので質疑は省略し、ほかの3件についてを特に質問がございましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、企画政策部関係で委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、企画政策部関係その他を終了いたします。

次に、議会事務局より、その他の報告がございます。

中村議会事務局長。

○議会事務局長（中村宗和君） ご苦労さまでございます。

議会事務局から3月補正予算でございますけれども、議会費の中の議員報酬、それから議員共済会負担金等の減額補正を予定しております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴いまして、甲斐市議会委員会条例の一部を改正する条例についてもご提案させていただき予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でありますので質疑は省略させていただきます。

次に、議会事務局関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたら、お願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で議会事務局関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（7）給与制度の総合的見直し（甲斐市職員給与条例の一部改正）について、担当よりご説明をお願いします。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。

それでは、お手元の資料の12ページ、13ページをお願いいたします。

平成26年度人事院勧告等に伴います甲斐市の給与制度の総合的見直しの概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1の趣旨であります。

国家公務員の給与等につきましては、昨年8月の人事院勧告がなされ、山梨県の県職員の給与等につきましても、国の人事院勧告の内容を踏まえ、昨年10月に人事委員会から勧告がなされました。県におきましては、行政職の給料表を0.24%引き上げと、期末勤勉手当の0.20月引き上げました。

本市におきましても、昨年11月の臨時議会におきまして、国、県に準じまして4月1日にさかのぼって行政職の給料表を0.24%引き上げるとともに、勤勉手当も0.15月の引き上げを行いました。

ここまでは、昨年の改正の内容であります。

本年4月1日からの給料表につきましては、国、県におきまして給与制度の総合的見直しにより、引き下げの改定となります。

給与制度の見直しを行った背景ですが、国家公務員の給与につきましては、日本全国の一部の地域におきましては、民間賃金よりもまだ高い給与となっております。そこで、国家公務員の給料を平均2%引き下げることにより、民間賃金の低い地域と同じ給料水準としました。

一方で、地域の民間賃金と国家公務員の給与を比較いたしまして、民間賃金が高い地域に勤務する公務員には、地域手当の支給割合を見直し、より実情に即した地域手当の率を支給することになりました。

国や県においては、この給料表を引き上げる給与制度の総合的見直しを本年4月から実施することから、本市におきましても、情勢適応の原則に基づきまして、この3月定例議会に給与条例等の一部改正を提案させていただきたく、この4月から実施するものであります。

2番目の改定の内容でございます。

①の月例給につきましては、行政職の給料表につきましては、平均1.8%引き下げることになります。若手職員につきましては、民間賃金と差がないことから引き上げは行いませんが、民間賃金より高い50歳代半ばの職員からの給料は、最大4%の引き下げとなります。

同様に、看護保健職は平均1.7%、技能労務職につきましても平均1.5%、それぞれ引き下げる内容であります。

②の給料表の見直しに伴う現給保障についてであります。

本年3月末の給料月額と給料表が引き下がる本年4月1日の給料月額を比較した結果、3月末の給料が高い場合には、その金額を平成27年度から3年間保障することになります。3年間のうち、本年3月末の給料月額を超えた場合は、その時点で現給保障は終わり、超えた給料が支給されるという内容でございます。

③の地域手当についてであります。

民間賃金が公務員給与より高い地域の公務員には地域手当が支給され、現行は、山梨県と甲府市の職員のみが支給されておりました。しかし、先ほどの給与制度の総合的な見直しによりまして、地域手当の支給基準が見直されたことにより、この4月からは、新たに南アルプス市と上野原市がそれぞれ指定され、支給されることになりました。

甲府市と南アルプス市に挟まれた甲斐市は、残念であります。支給対象地域から外れました。

④の管理職特別勤務手当の見直しについてであります。

従来は、緊急等に対応するため週休日や休日、また、年末年始に勤務した場合には、管理職特別勤務手当を支給していましたが、この4月からは、平日の午前0時から午前5時までの深夜に災害等により勤務した場合にも、この手当の支給対象とする改正であります。

支給額は7級部長職で1万円、6級課長職は8,000円、5級係長職は4,000円であり、金額の改正はありません。

なお、本市では、この管理職特別勤務手当につきましては、合併以来支給はせずに、代休対応としております。

最後になりますが、施行日につきましては、本年4月1日からとさせていただきたいと思っております。

以上で人事院勧告に伴う甲斐市の給与制度の総合的な見直しの概要となります。

よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

この件については、3月の定例会の案件でございますので、特に聞きたいことがございましたらお願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちなみに、その地域手当というのはここだと全く見当がつかないんですが、どんな感じで、何か国から出ているのはどういったことが出ているんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 県内では甲府市につきましては、6級地ということで6%、いわゆる給料月額に6%かけたものが支給ができると。それから、新たにこの4月から、南アルプス市と上野原市が7級地の3%支給対象になりました。

甲斐市は先ほど申しましたとおり、地域手当の支給基準に該当しなかったので支給をすることができないという形になっております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。まだありますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その地域手当を、もらうもらわないのその基準というのも出ていますよね。簡単でいいんですけども、ちょっと教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変失礼いたしました。

公務員給与に地域の民間の賃金水準を的確に反映させるために、民間の賃金水準を基礎といたしまして物価等を考慮した中で、職員の地域手当を支給するというところでございます。ですから、単純に言いますと、公務員給与があります。東京大都市圏では、国家公務員よりも民間企業の一部上場のほうが高いです。そうすると、その高いその差分を地域手当として支給するという内容でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で給与制度の総合的見直しについてを終了いたします。

次に、総務部関係その他に入ります。

総務部より報告等がありましたらお願いします。

長田総務課長。

○総務課長（長田 治君） 総務課、長田です。よろしくお願いいたします。

総務課から3月議会に提案を予定する事項等につきまして、口頭で概略を申し上げます。

まず、専決処分に係る報告議案としまして、和解及び損害賠償額の決定の件が1件ございます。道路陥没に起因する車両事故によるものでございます。

一般会計補正予算については、選挙関係の補正をお願いいたします。

執行済みで経費が確定しました市議会議員選挙などにつきましては、執行差金について減額補正をさせていただきたいと思っております。なお、4月に予定されております山梨県議会議員選挙については、所要の経費の増額をお願いしたいと存じます。

次に、条例の一部改正につきましては2案件を予定しております。

1つは、甲斐市行政手続条例の一部改正でございます。国の行政手続法が改正され、行政指導の根拠等の明示などの内容につきまして、平成27年4月1日に施行されます。これにあわせて所要の改正を行うものでございます。

もう一つは、甲斐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。各種委員等の報酬を規定している条例であります。選挙の際の指定病院等の不在者投票における外部立会人に関しまして、新たに報酬額を定めるものでございます。

以上、ご審議いただく事項に加えましてお含みいただきたい内容がありますので、ご説明させていただきます。

秘書政策課や教育総務課関係の案件で、教育委員会の制度改正に伴う総合教育会議の設置などが予定されております。

この説明資料としまして、甲斐市行政組織規則の新旧対照表を議会資料としてご提示いたします。この行政組織規則の新旧対照表には、今申し上げました総合教育会議の設置などにかかわる内容以外に、27年度から環境課に1係増やしまして、バイオマス推進に係る係を設置したいという内容もあわせてお示しさせていただき予定です。

行政組織規則は総務課が所管しておりますので、念のため説明をさせていただきました。資料をごらんいただく際、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で総務課の3月定例議会関係の概要とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

す。

○委員長（三浦進吾君） 生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） それでは、人事課から、資料はございませんが、口頭で説明させていただきます。

まず最初に、組合規約に関する協議の3件の議案についてであります。

議員の皆様方が加入しております山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が、本年4月からは山梨県市町村総合事務組合と統合することになります。この統合理由につきましては、現在、議員の皆様が加入しております組合が共同処理しております公務災害補償と山梨県の市町村総合事務組合が共同処理している非常勤職員の公務災害補償は、いずれも補償制度は同一であることや、また、両組合を一体的に運営することによりまして効率的な共同処理ができることから、本年4月1日に統合を行うものであります。

まず、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を本年3月31日に解散することの協議の議案、また、同組合の解散に伴いまして財産を処分することについての協議の議案であります。

また、解散した市町村議会議員公務災害補償等組合の事務を本年4月から山梨県市町村総合事務組合に統合されるので、組合規約の変更の協議の議案でございます。

以上、3件が組合規約の変更の協議でございます。

続きまして、条例の一部改正2件の議案についてであります。

昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、本年4月から施行されることになりました。

現行の教育長は、議会の同意を必要とする教育委員としての特別職と教育委員会が任命する一般職の双方の身分を有しておりますが、この法律改正により、新たな教育長は市長、副市長と同様に、特別職の身分のみを有することになります。このことによりまして、人事課が所管する2件の条例の一部改正が必要になり、今3月議会に提案をさせていただきます。

1件は、甲斐市特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。

2件目は、甲斐市の市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正であります。

2件の条例改正の一部改正につきまして、よろしく願いをいたします。

続きまして、3月補正についてでございます。

標準報酬制に対応するための人事給与システムの改修の委託経費の契約に伴う執行残による減額補正と、職員の健康診断の受診予定者が当初予算の人数よりふえる見込みのため、健

康診断の委託料の増額をお願いするものでございます。

以上がご審議していただく対象のものでございます。

次に、ご審議していただく以外のものにつきまして報告させていただきます。

まず、懲戒処分についてでございます。

本年の1月6日、議員の皆様方にはファクスでお知らせをいたしましたが、男性職員が昨年の休日の日に県外で36キロの速度超過運転を行いました。その結果、当該職員を戒告の懲戒処分にしたという内容のものでございます。職員の懲戒処分に関する公表の基準によりまして当該職員を戒告処分とした内容等を、ホームページで公表を行いました。

今後は職員の安全運転を徹底し、再発防止に努めてまいります。この席上をおかりしておわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

最後になりますが、損害賠償請求事件の裁判費用についてでございます。

昨年10月20日の日に議員の皆様方には、東京高裁の控訴の取り下げの裁判経過につきまして、ファクスでお知らせをしたところでございます。原告は第1審の甲府地裁の判決を不服といたしまして東京高裁に控訴いたしましたが、高裁の裁判官の勧告もありまして原告は控訴を取り下げました。その結果、第1審の甲府地裁の判決が確定し、甲斐市の全面勝訴となったところでございます。

裁判にかかった経費につきましては、2種類ございます。

まず、裁判所に納める訴訟費用であります。

これは、訴状を提出する際の印紙代金でありまして、原告は甲府地裁、東京高裁に印紙として合計8万1,000円を納めました。この裁判所に納める訴訟費用につきましては、敗訴した側が負担することになりますので、原告が負担をいたしました。

もう一つは、弁護士に委任する費用であります。

被告甲斐市では、第1審の甲府地裁の弁護士委託料と第2審の東京高裁弁護士委託料、合計131万400円を支払いました。これは被告が甲斐市であることから、予算計上させていただきまして市の公金を支出いたしました。

被告甲斐市が勝訴したので、この弁護士費用を敗訴した原告に請求できるのではないかとお考えになるかもしれませんが、弁護士費用は訴訟の勝敗にかかわらずおのおのの負担となり、勝訴したからといって敗訴した側に請求することはできません。

また、この甲斐市が支払った弁護士費用を相手方から請求を支払ってもらうには、当時の臨時職員を被告とする損害賠償請求を甲斐市が起こすことになります。しかし、起こしたか

らといって、この弁護士費用を相手方からもらえることの勝ち目はほとんどないとのことでございます。

また、セクハラは認められないとする第1審の甲府地裁の判決結果が確定いたしましたので、事件の当事者の職員に甲斐市が弁護士費用を請求することはできません。

しかし、今般、事件の当事者である職員から弁護士費用を負担したいとのみずからの申し出があったことから、市でも検討した結果、本人の強い意思を尊重し、市が公金として支払った弁護士費用の全額131万400円を受けさせていただきました。

市といたしましては、この事件を教訓に、ハラスメント対策要綱を整備するとともに、ハラスメント研修を毎年実施し、職員全員に意識づけを行っております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（齊藤晴彦君） ご苦労さまでございます。

消防防災対策室から、その他ということで報告をさせていただきます。

3月定例議会におきまして補正予算をお願いするものでございます。

消防団員等公務災害補償等共済基金より助成の決定を受けましたので、歳入の雑入の増額補正、また、歳出、消防費の財源更正をお願いするものでございますのでよろしくお願ひをいたします。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

懲戒処分についてと損害補償請求事件裁判費用について以外は定例会の案件でありますので、質疑は省略させていただきます。

懲戒処分について及び損害補償請求事件裁判費用について、特にお聞きしたいことがございましたらお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません、1点教えてください。

職員の処分の場合、一番重いのは懲戒免職ですか、そういうのがあると思いますけれども、どんな順序があるのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○人事課長（生山 勝君） 懲戒処分が一番重いのは免職です。次に停職、次に減給、そして今回の戒告というのが懲戒処分になります。懲戒処分に至らない一歩手前が訓告という処分

でございます。よろしいでしょうか。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、総務部関係で委員より特にお聞きしたいことがございましたら、お願いします。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、以上で総務部関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（8）甲斐市役所双葉庁舎給水管布設替工事についてを担当よりご説明をお願いします。

小松双葉支所長。

○双葉支所長兼市民課長（小松重貴君） お疲れさまです。

それでは、双葉支所市民課から、双葉庁舎給水管布設替工事についてご報告をいたします。

お手元の資料、14ページをお願いいたします。

工事概要ですが、工事名、甲斐市役所双葉庁舎給水管布設替工事。

工事場所、甲斐市下今井171。

施工箇所については、別紙のA3の2枚物の平面図がございますが、赤字で示してありますが、ちょっと小さくて見にくいんですが、図面の庁舎の平面図の右側が東側になりますが、そちらから庁舎正面を通りまして左側の西側入り口までの110メートルと、同じく庁舎東側

から南側、庁舎前を通りまして、庁舎際を通りまして南側への20メートルの部分の工事です。  
あります。

請負業者が、カネト工業株式会社。

請負金額は、185万7,600円。

工期につきましては、平成27年1月10日から2月20日。

工事内容につきましては、給水管布設替工、110メートルは25ミリの管であります。同じく、50ミリの管を20メートル、掘削に伴います舗装復旧工が65平方メートルでございます。

双葉支所の給水管につきましては、昭和53年に双葉町役場を建設した当時のものであり、施工後37年が経過し、老朽化により漏水がたびたび発生するため、今回布設がえをしたものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市役所双葉庁舎給水管布設替工事についてを終了いたします。

次に、生活環境部関係その他に入ります。

市民活動支援課より報告がございます。

奥野市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（奥野経雄君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課から事前報告ということで、3月定例会の補正3点予定しておりますので、ご報告をさせていただきます。

総務管理費の関係ですが、防犯対策推進事業の中で、防犯灯設置の経費につきまして補助金等が不足してございますので補正増。

2点目でございます。市民温泉維持管理事業でございます。

3施設、温泉ございますが、指定管理経費、委託料等の不足に伴います増額。

最後になりますけれども、社会福祉費の地域改善対策費の関係でございます。

住宅会計に伴いまして、繰出金の確定をいたしたところで、補正の増額ということで対応をしたいと考えておりますので、3点補正の増額を予定しております。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

以上、事前報告ということでお願い申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 報告が終わりました。

この件につきましては定例会の案件でありますので、質疑は省略させていただきます。

次に、生活環境部関係で委員の皆様より特にお聞きしたいことがございましたらお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で生活環境部関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時38分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（9）教育委員会制度等の改正に伴う関係例規の整備についてを、担当よりご説明をお願いします。

長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 先ほど議会事務局並びに人事課からも若干3月定例の提案でご説明がございました。教育委員会制度等の改正に伴う関係例規の整備につきまして、説明をさせていただきます。

委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、1、地方教育行政法の改正であります。

平成23年大津市の事案が契機となりまして、地方教育行政法の改正が昨年6月に行われたところでございます。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化などを主な

目的といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされております。

改正法は、本年4月から施行されることから、市の関係例規の整備を図る必要があるため、3月定例会に議案として提出するものでございます。

次に、2、法改正の要点概要。

(1) 「新教育長」の任命であります。

教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」が置かれます。教育委員長と教育長を一本化することで責任の所在の明確化、迅速な課題対応が可能となります。また、市長の任命責任も明確になるとされております。

新教育長の任期は3年で、市長が議会の同意を得て任命することとなります。任期を3年とすることで、市長の任期中、少なくとも1回は市長みずからが任命できるとされております。

身分につきましては、現行の教育長は議会の同意を必要とする教育委員としての特別職と、教育委員会が任命する一般職の教育長の両方をあわせ持つ身分であります。新教育長は、議会同意の特別職の身分のみとなるため、これまでの地方公務員法は適用されないということになります。

改正法により、新教育長の身分は一般職から特別職になります。特別職は本来ですと職務専念義務というものはないわけですが、改正法の中で職務専念義務が課せられたため、新教育長についての勤務時間や勤務条件に関する規定、職務専念義務の免除に関する規定を新たに制定する必要がございます。

また、新教育長は教育委員会を代表いたしまして、会議の主催者、具体的な事務執行の責任者、委員会事務局の指揮監督者となることから、これまで教育委員会を代表しておりました教育委員長を教育長に改める必要があることから、一連の関係例規の整備を行うものであります。

実際の運用面から見てみますと、これまでの教育委員会は教育長と教育委員3人、それに教育長の5人で組織しておりました、現行の教育長は教育委員の一人であります。

新たな教育委員会は、教育委員ではない特別職の新教育長と教育委員4人で構成をされます。新教育長は、教育委員会の構成員であり、その代表者となります。教育委員会は引き続き合議制の執行機関であることに変わりはありません。意思決定については、教育委員会の協議や多数決によって決められるため、教育委員の役割は引き続き重要なものとなります。

また、新教育長は、合議制の執行機関である教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさ

どる立場に変わりはありません。意思決定に反する事務執行は行うことはできないとされており、責任の一本化により新教育長の権限は大きくなるため、これまでの任期4年を1年短くすることで、教育委員や議会同意によるチェック機能が強化できるとされております。

なお、経過措置といたしまして、現行の教育長の任期中に限り、現行法の効力が継続いたしますので、現行の教育長が退任するまで、4月以降も現体制のまま教育委員会が継続することとなります。

次に、(2)「教育大綱」の策定であります。

市長は民意を代表する立場にあり、また、教育に関する予算の編成や条例の提案など、重要な権限を有しております。近年の教育行政は、福祉や地域振興など一般行政との連携が不可欠であることを踏まえまして、教育政策に関する方向性を明確にするため、教育大綱の策定が義務づけられます。

教育大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる観点から、教育行政に混乱が生じることがないようにするため、首長と教育委員会で構成する総合教育会議において十分協議、調整を尽くすことが求められております。

なお、本市では、教育基本法に基づく教育振興計画として、創甲斐教育推進大綱が策定済みでございます。4月以降開かれます総合教育会議におきまして、策定済みである創甲斐教育推進大綱を教育大綱にかえると判断した場合には、新たに教育大綱を策定する必要はないものとされております。

次に、(3)「総合教育会議」の設置であります。

首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設け、市長の教育行政に対する責任や役割が明確となります。

また、市長が原則、公開の場で教育政策について議論することが可能となります。市長と教育委員会が協議、調整することにより、教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となります。

改正法の趣旨に鑑みまして、4月以降、速やかに総合教育会議を開催して、市長と教育委員会がより一層緊密に教育施策の方向性を共有いたしまして、連携して執行に当たることとなります。

次に、資料の16ページをお開きをお願いいたします。

最後に3、関係例規の整備であります。

(1) 条例の整備につきまして、制定2件、改正4件、廃止1件であります。

また、(2) 規則等の整備につきましては、制定2件、改正11件、廃止1件となります。

なお、今回の改正法の引用条文の繰り上げに伴いまして、南アルプス市ほか1市2町、指導主事共同設置規約の変更協議につきましても、あわせて議案として提出いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、案件の説明を終わります。よろしくご審議をいただきたいと思ひます。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願ひします。

よろしいですか。

山本委員。

○委員(山本今朝雄君) 1点、確認をさせていただきます。

今の教育長の任期は、ことしの3月31日ですか。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長(長田 隆君) 平成28年11月2日までの任期となっております。

○委員長(三浦進吾君) よろしいですか。

山本委員。

○委員(山本今朝雄君) それなら、これが適用になるのは28年からということですか。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長(長田 隆君) 先ほどご説明しましたとおり、現行の教育長が退任するまででございますから、28年になるのか、手前になるのかということは、私どもははかり知れないところでございます。

○委員(山本今朝雄君) ありがとうございます。

○委員長(三浦進吾君) ほかにございますか。

小浦委員。

○委員(小浦宗光君) 新しい教育長は、一般職の事務をしないというようなことになるんですね、そうすると、今までは教育委員会の事務は教育長が判こを押していたんですけれども、それは今度、そういうこともなくなって部長どまりで、そこでもって終わりというような形になるわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 新しい新教育長につきましては、事務の執行の責任者、あるいは教育委員会事務局の指揮監督者ということで、今までと変わらないわけございまして、部長が決裁とかではございません。事務をつかさどる一番の責任者であるという立場には変わりございません。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） そうすると、一般職の身分がなくなるということは、そういうことを意味するんじゃないかと、別のことを意味するわけですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

勝村部長。

○教育部長（勝村秀彦君） 先ほどの課長のほうから説明させていただきましたですけども、現行の教育長は教育委員の一人でございます。教育委員というのは議会の同意をいただきますので、その時点で特別職の身分になります。

ただ、教育長として選出されるのは教育委員会の中で選出されますから、その時点で教育長という身分は一般職という身分で、両方を今、持ち合わせておりますけれども、新しい教育長、直接、議会同意をやっていただきますので、特別職の身分のみを有することとなりまして、新しい教育長は教育委員会を代表するとともに、教育委員会の事務も統括するので、その部分については現行と変わりはないということでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） すみません。今までは、例えば教育長は議会で同意を得まして、教育委員会を開いて、それで各教育委員さんの委員会の中でもって、また教育長が決まったんですね。今度は委員会を開いて教育長を決めるということはなくなって、議会で選任された時点で、もう教育長という身分になって特別職になっているけれども、一般職ではないけれども、一般職のそういう仕事もやるということで、特別職だったら普通、常勤ではなくて必要ときだけ出勤するというような形があるかもしれないですけども、そうではなくて、特別職だけでも毎日出勤して、それで教育委員会の事務も今までと同じようにとり行って、仕事の形態はほとんど変わらないというようなことですね。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 改正法の中で職務専念義務というのが定められまして、普通、市長とか副市長はそういうことありませんので、何時に出勤とか、いつ休んでということはないんですけれども、今度の新教育長については職務専念義務というものが定められましたので、またその条例も出てまいります。ですから、今の市長、副市長とはちょっと根拠法令が違ふと。あくまで改正法に基づいた職務専念義務のある特別職と、それに教育委員さんが4人入って、全体で5人で教育委員会を構成するという形になってまいります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で教育委員会制度等の改正に伴う関係例規の整備についてを終了いたします。

次に、（10）路線バス（甲府駅～昇仙峡滝上線）の廃止に伴うスクールバスの運行形態の変更についてをご説明をお願いします。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 路線バス（甲府駅～昇仙峡滝上線）の廃止に伴うスクールバスの運行形態の変更について、説明させていただきます。

委員会資料17ページをお開き願います。

本年4月から路線バスが廃止になることから、当該路線を利用して敷島中学校に登下校している中学生の交通機関を確保する必要があります。

初めに、1、敷島中学校生徒の利用であります。

旧敷島町のうち、睦沢、清川、吉沢地区の小学校、中学校の統廃合時の申し合わせ事項といたしまして、登下校については行政が責任を持って行うということになってございます。

敷島北小学校につきましては、昭和53年に敷島小学校の一部分離と、睦沢小学校、吉沢小学校の統合新設により開設いたしました。開校したときからスクールバスの運行を開始して、睦沢、吉沢地区の小学生が登校しております。

その後、8年を経過いたしました昭和61年に清川小学校が統合し、スクールバスの運行

を開始しております。

次に、敷島中学校ですが、昭和37年に睦沢中学校、清川中学校が統合し、翌年、昭和38年には吉沢中学校が統合いたしまして、旧敷島町の中学校4校が完全統合して現在に至っております。中学校統合時は、睦沢、清川、吉沢地区全てで路線バスが運行しておりましたので、路線バスにて登下校しておりました。昭和47年に吉沢地区から甲府市の山宮町、千塚交差点を經由いたしまして敷島中学校に通学していた路線バスが廃止になりました。このため、旧敷島町において、吉沢地区の中学生の登下校のためスクールバスを購入して運行を開始し、現在に至っております。

一方、睦沢、清川地区の中学生は路線バスが運行しておりますので、定期代を全額補助することにより通学を確保しております。路線バスを利用している中学生は13人、定期代補助は91万円余りとなっております。

次に、2、現在のスクールバスの運行形態であります。

敷島北小学校はスクールバスを2路線運行しております、1路線は睦沢、吉沢方面の小学生が乗車する定員65人乗りのスクールバスであります。あと1路線は、清川方面の小学生が乗車する定員9人乗りのワゴン車です。

中学生は、吉沢方面専用の45人乗りのスクールバスです。睦沢、清川地区の中学生は今般課題となります路線バスにて乗車をしておるところでございます。

路線バスの廃止に伴い、睦沢、清川地区の中学生の登下校の交通機関を確保するため、敷島北小学校、敷島中学校との協議、保護者説明会、保護者アンケートなどを行うなど、検討を重ねてまいりました。

次に、3、スクールバスの運行形態の変更であります。

現在、甲斐市で保有している3路線のスクールバスの運行形態を変更することによって何とか適用できないかということを考えてまいりました。小学校、中学校、また保護者の意見を反映しながら、次のとおり、スクールバスの運行形態を変更することといたします。

1点目として、小学生と中学生が混在して乗車します。車内でいじめなどトラブルが発生しないかなど懸念をいたしました。保護者からは、日ごろから顔を知っている地域の子供同士なので心配はないとのご意見を頂戴し、小学生、中学生が混乗といたします。

2点目として、地区ごとの専用スクールバスといたします。

小学生、中学生が混乗して、敷島北小学校のスクールバスは、睦沢方面専用といたします。敷島北小学校のワゴン車は、清川方面の専用車両とします。敷島中学校のスクールバスは、

吉沢方面の専用車両といたします。

3点目として、部活動の朝練用のバスを増便いたします。

次に、4、遠距離中学生徒通学費補助金の廃止であります。

スクールバスの運行形態を変更することによって、睦沢、清川地区の中学生の通学を確保したことにより、定期代の補助は平成27年度から廃止することとします。

最後に、5、今後の予定であります。

3月に関係例規の一部改正を行い、3月31日に路線バスの運行が廃止となります。4月からは新しい運行形態のスクールバスの運行を開始いたします。

以上で案件の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 教えていただきたいんですけども、その混乗するということによっ

て、例えば小学校、中学校が登校時間、下校時間というのはほとんど一緒になるんですか。

別のときもあり得るかもしれないので、この辺はどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 小学校、中学校それぞれカリキュラムが違いまして、授業の時間が違います。

下校時間、小学生については3時40分が下級生、4時30分が上級生、3年生以上ですね、この2便で小学生は下校します。

次に、中学校ですが、部活動をやっていない生徒は4時30分で一度帰ります。部活動を行っている生徒につきましては6時。

ですから、中学生は4時半と6時の2便、小学生は3時40分と4時半の2本になります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにごぞいますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で路線バス（甲府駅～昇仙峡滝上線）の廃止に伴うスクールバスの運行形態の変更についてを終了いたします。

ここで暫時休憩をいたしまして、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時10分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、（11）創甲斐教育推進大綱の見直しについて、担当より説明をお願いします。

長田教育総務課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 創甲斐教育推進大綱の見直し状況について説明をさせていただきます。

初めに、説明を行う順序でございますが、委員会資料の18ページ、見直し等の趣旨等につきましても、教育総務課のほうから説明をいたします。

次に、別冊資料の創甲斐教育推進大綱（後期）につきましても、所管しております担当課から順次説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料18ページをお開き願います。

初めに、1、見直しの趣旨であります。

市の教育振興計画として、平成22年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする創甲斐教育推進大綱を策定し、さまざまな取り組みを推進してまいりました。策定から5年を経過した中間年である平成26年度に見直しを行うこととし、現状に即した計画の修正を進めてまいりました。

次に、2、見直しの基本方針であります。

あくまでも中間の見直しですので、現計画の根幹をなします基本理念、基本目標、重点施策については、基本的に変更しておりません。ただし、文言については若干の追加、修正等

を行っております。

主に見直しを行ったものは、個々の具体的な施策についてであります。これまでの5年間を検証、評価して、新たに取り組み状況と成果を記載しております。

また、現状と課題、施策の方向及び概要につきましては、修正を加えております。目標となる指標については、これまでの取り組みを踏まえまして、修正、追加、廃止を行い、平成31年度の新しい目標値を定めております。

あわせて国の「第2期教育振興基本計画」、県の「新やまなしの教育振興プラン」を参酌して、見直しを行っております。

次に、3、見直しのスケジュールであります。

昨年7月1日、策定委員の委嘱式及び第1回策定会議を開催し、以後、3回の策定会議を開催しているところでございます。

策定委員には、別冊資料の創甲斐教育推進大綱（後期）、一番最後になりますが、80ページに策定委員の名簿がございますが、教育関係団体の代表を初め、学校長、識見を有する者として山梨大学教授の16人で組織しました。

次に、見直し作業の実務を担いました作業チームとしてのプロジェクトチーム会議でございますが、7月29日、第1回会議を開催し、策定会議と同様に3回開催いたしました。メンバーは、実際に事業を実施します所管課の課長や小・中学校の教頭先生の18人に参画していただきました。

これらの策定会議、プロジェクトチーム会議を経まして、12月にはパブリックコメントを実施いたしまして、本日お示しします創甲斐教育推進大綱の後期計画を策定いたしました。

今後の予定といたしましては、3月下旬に大綱の公表とリーフレット版を全戸配布する運びとなっております。

それでは、別冊資料の創甲斐教育推進大綱（後期）によりまして説明いたします。

1ページをお開き願います。

赤字でお示ししてありますのは、今回見直しで新たに追加したものや、文言の若干の修正を行った箇所でございます。また、2本線の取り消し線は、今回の見直しで修正削除したものでございます。

それでは、26ページをお開き願います。

第6章、具体的施策、1、学校教育の充実から、各所管より順次説明いたします。

初めに、学校教育課から説明いたします。

○委員長（三浦進吾君） 横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。学校教育課の横森です。よろしく願  
いいたします。

それでは、学校教育課が所管いたします内容について、ご説明申し上げます。

まず、戻っていただきまして、資料の12、13ページをお願いいたします。

第3章の教育の基本的な課題とあります。

その中で、学校教育の基本的な施策のまず柱といたしまして、1番、学校教育の充実とあ  
ります。その柱をさらに分類いたしまして、（1）のキャリア教育の推進から、13ページ、  
隣のページになりますけれども、中段になります（7）の学校教育の環境整備までという体  
系に分けております。

具体的な施策の取り組みにつきましては、先ほどのページに戻っていただきます。26ペ  
ージになりますけれども、26ページから42ページまでの17ページにわたりお示しをしてい  
るところでございますが、本日は、それぞれの施策の中に定めております目標となる指標の  
中から、大きな見直しをしました項目についてご説明をさせていただきます。

まず、資料の31ページをお開き願います。

（3）確かな学力の育成と記載してあります上段のところにありますけれども、いじめの  
状況という指標になります。

指標の概要でありますけれども、市独自の「児童生徒のいじめに関する状況調査」におけ  
る公立学校の「いじめの認知件数」という概要が、本年度まで、26年度までの概要の内容  
でありました。これを後期計画では、いじめの認知件数からいじめの解消率へと新たな指標  
といたしまして、平成31年度の目標値を、小・中学校それぞれ100%と設定いたします。

いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、いじめはどの子供もどの学校  
にも起こり得るものであるという考えのもと、いじめは些細な兆候であっても、いじめでは  
ないかという疑いを持って早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視する  
ことなく、積極的にいじめを認知してきたところであります。と同時に、いじめがいじめら  
れた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるため、その認知したいじ  
めを早期に解消し、児童・生徒の心身の苦痛などを取り除き、児童・生徒が安心して学校生  
活を送ることができるようにすることを目指していくということから、後期計画では、いじ  
めの解消率を指標といたしました。

次に、資料の36ページをお願いいたします。36ページの一番下段になります。

指標の内容でございますけれども、本年度までは薬物乱用防止への取り組み状況を指標としておりましたが、後期計画では、心身の健康指導に関する取り組み状況と見直しをいたします。

近年、スマートフォンやソーシャルメディア利用が急速に普及したことにより、新しいサービスやコミュニケーション形態が拡大し、これに伴います長時間利用が懸念されているところであり、ネット依存から子供を守るための取り組みを進めていかなければならない状況であります。

そのため、指標の概要も薬物乱用防止教室を実施している中学校の割合と薬物だけに特化していた内容から、薬物乱用、ネット依存等の未然防止に関する教室を実施している中学校の割合と見直し、平成31年度には全ての中学校で実施することを目指し、目標値を100%といたしました。

次に、資料の40ページをお願いいたします。こちらが一番下段になります。

目標となる指標の中で、小学校外国語活動及び国際理解の時間の充実の指標であります。

まず、小学校5、6年の外国語活動の各校での取り組み時間数35時間の達成率であります。こちらのほうは、平成23年度から小学生の学習指導要領が全面改訂されまして、これまで任意で実施しておりました外国語活動の取り組み時間数が教育課程の授業時間数の中に正式に組み入れられ、目標といたしましていた目的が失われましたので、後期計画の指標からは取り除かせていただきます。

次に、小学校1年生から4年生の「国際理解の時間」の各校の取り組み時間数の達成率につきましては、引き続き後期計画の指標の目標値として設定いたします。

なお、取り組み時間数につきましては、学習指導要領の改訂によりまして、他の教科の授業時間数等がふえまして、国際理解の時間の取り組み時間数を確保することが難しくなってきましたので、15時間から2時間減らしまして13時間へと見直しをさせていただきます。

以上で学校教育課の大きな変更点についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます

○委員長（三浦進吾君） 長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 次に、48ページをお開きいただきたいと思います。

48ページの真ん中になります4、目標となる指標の見直しですが、今まで学校応援団というものを指標としておりましたが、新たに学校ホームページの閲覧状況を指標といたしま

した。

月平均の閲覧者数を小学校では600人、中学校では500人以上の学校の割合を新たに設定をし、平成25年度の現況値は、小学校では11校中6校が目標を達成しておりますので54.5%、中学校では5校中4校が目標を達成しておりますので80.0%となっております。

平成31年度の目標値は、小学校11校のうち9校で目標達成を見込みまして80%、中学校につきましては、5校全ての学校で目標を達成するよう100%の目標を設定いたしました。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） お疲れさまです。

生涯学習文化課で所管いたしますところを説明させていただきます。

49ページをお願いいたします。

3の生涯学習・文化活動の推進ということで、（1）の生涯学習推進体制の充実から58ページの（6）文化財の保存と継承となっております。

飛びまして、次の50ページをお願いいたします。

（1）生涯学習推進体制の充実から説明させていただきます。なお、説明につきましては、主に4の目標となる指標について説明をさせていただきます。

中段の生涯学習活動の指導者の確保につきましては、ホームページや広報紙を活用し周知いたしまして、また、更新手続の通知をしておりますが、平成23年度につきましては151人、平成24年度につきましては155人、平成25年度につきましては159人と、ここ数年微増であるため、平成31年度の目標値につきましては200人ということで下方修正をさせていただきました。

次に、51ページをお願いいたします。

多様な生涯学習の機会につきましては、学習機会の提供ということで訂正をさせていただきます、下段の4、目標となる指標の多様な学習活動への取り組み状況につきましては、平成23年度が1,496人、平成24年度が1,768人、平成25年度が1,754人と増加している状況でありますので、平成31年度につきましては、目標値を2,000人と修正をさせていただきました。

次に、（3）生涯学習環境の充実につきましては、53ページをお願いいたします。

上段の目標となる指標の生涯学習コンテンツの充実につきましては、平成23年度が2万3,896人、平成24年度が2万1,741人、平成25年度が2万584人と減少している状況であります。つきましては、平成31年度の目標を2万2,000人に下方修正をさせていただきました。

なお、開催する講座によって参加人数の制限もございますので、多くの市民が参加できる講座を、今後は計画をしていきたいと思っております。

次に、（４）青少年の健全育成、54ページをお願いいたします。

目標となる指標の青少年の地域活動への参加目標値につきましては修正はありませんが、中段の３、施策の方向及び概要の環境浄化の啓発につきまして、薬物乱用、ネット依存等の未然防止の啓発に努める文言を追加し、青少年の健全育成に好ましくない環境の浄化に努める文章といたしました。

次に、（５）文化芸術に親しむ機会の充実、56ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、目標となる指標の舞台芸術公演への市民参加状況への目標値につきましては、修正はございません。

なお、中段３の施策の方向及び概要の発表機会の充実につきまして、国民文化祭の経験を生かし、文化活動の拡大、地域文化の活性化を図るため、甲斐市文化協会が開催する文化祭の拡大や子供たちが参加する音楽祭等の実施を進めるという文言を追加させていただきました。

次に、（６）文化財の保存と継承につきましては、58ページをお願いいたします。

目標となる指標の文化財の舞台芸術公演への市民参加状況への目標につきましては、修正はございません。

なお、上段３の施策の方向及び概要の有形文化財の保存・修理・活用につきまして、市内所在の指定有形文化財の保存、管理、活用を充実させるための指導、助言、支援を行うという文言を追加させていただきました。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） それでは、スポーツ振興課から、スポーツの振興につきまして説明をさせていただきます。

資料は60ページをお願いいたします。

生涯スポーツの振興の部分ですけれども、目標となる指標ですが、まず、子どもを対象にした水泳教室の開催ということで、指標の概要ですけれども、教室に参加した園児及び小学生の人数ということで26年度の目標値が700人でありましたけれども、25年現状値が802人ということで大変好評で希望者も多く、抽せんになっている状況であります。31年度の目標値を850人といたしました。

それから、資料の62ページをお願いいたします。

4の目標となる指標のところ、スポーツ少年団の育成のところなんですが、団員の数になります。

20年度の現況値が792人でありました。25年度の現況値が700人ということで、目標値1,000人とありましたけれども、かけ離れておりますので下方修正させていただいて、750人といたしました。

それから、その下のスポーツの普及、啓発というところですけども、今回新たに追加いたしました。今までの部分が2つともスポーツ少年団だけの指標でありましたので、体育協会の関係についてもそこに新たに表示をいたしました。初心者のスポーツ教室の参加者数を目標値としております。

それから、63ページ横になりますけれども、施設の関係ですけども、スポーツ施設の利用拡大それから充実ということではありますが、市内のスポーツ施設の利用者数ということで、市内の体育館、それからグラウンド、テニスコート、夜間照明プールの年間利用者の合計となっております。25年度の現況値が42万9,438人ということで、31年度の目標値ですけども、しばらく大きな建物といますか、新しい事業ありませんので。少し下方修正をさせていただいて、46万ということにしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 古屋図書館館長。

○図書館長（古屋正彦君） それでは、図書館関係の5、図書館活動の推進につきましてご説明いたします。

64ページの（1）図書館資料の充実から、68ページの（5）甲斐市子ども読書活動推進計画の取り組みまでの5項目となっております。

それぞれの4番、目標となる指標を中心に順に説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、64ページの（1）図書館資料の充実についてですが、65ページの4番、目標となる指標の所蔵資料の充実に関する市立図書館の蔵書数の平成31年度の目標値につきまして、実績から年間7,300点で、5年で3万6,500点の増を見込み、59万点としております。

次に、65ページ（2）図書館利用者サービスの充実についてですが、66ページの4番、目標となる指標の、図書館資料の利用数に関する図書館資料の全貸し出し点数の平成31年度の目標値につきましては、県立図書館などの影響によりまして市内図書館の利用者の減少

と、当初の目標値のかけ離れた数字がございましたので、その点を考慮いたしまして80万点に下方修正をいたしました。

また、その下の市内登録者数の図書館利用カード登録率及び調査相談件数につきましては、緩やかな伸び等になっておりますので、目標値を変えておりません。

次に、(3)文化活動の場としての図書館事業の充実についてですが、67ページの4番、目標値の図書館事業参加者数ですが、平成31年度の目標値につきましては、実績に基づき1万3,000人に改めております。

次に、(4)学校図書館との連携についてですが、68ページの4番、目標となる指標の公共図書館・学校図書館間の利用状況のネットワーク利用状況につきましては、平成31年度の目標値を実績に基づき変えずに、その下の学校読書活動支援につきましては、ボランティアの活動の実績に基づき、現状を維持する目標として450回としております。

次に、(5)甲斐市子ども読書活動推進計画の取り組みについてですが、69ページの下から70ページにかけて、4番、目標となる指標の児童サービスの実施回数及び3つ目の学校図書館での読書推進につきましては、限られた保育園、学校等の行事の中で実施しておりますので、現状を維持していくことを目標に設定しており、2つ目の幼稚園・保育園等の利用促進につきましては、実績水位にあわせ、7,000冊としております。

以上で5項目の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

ございますか。

保坂委員。

○委員(保坂芳子君) 36ページなんですけど、ネット依存の多様化の教室とかというお話がありましたけれども、これは学校だけの教室を考えているんですか。それとも、父兄を入れたものと考えていくんでしょうか。これから方向として教育委員会で。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長(横森貴志君) 5年間という長い歳月がありますので、児童・生徒だけを対象にするのではなく、保護者等の講演会は考えております。ただ、期間等、また参加者等もありますので、これからまた細かな点につきましては詰めていきますけれども、片方だけに偏った形ではなく、両方を考えているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのようにお願いしたいと思います。

それから、48ページの学校ホームページの閲覧状況ということがあるんですが、これは閲覧数ということでやっていくということなんですけれども、学校ボランティアと学校応援団の取り組み状況というのをなくす、消したですよ。その背景というのはどういうあれなんですか。それだけのITのほうの、インターネットだけでいっちゃうとあれなのかなというふうに、その経過をちょっと教えてもらいたい。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） この指標につきましては、かなり策定委員会とかワーキングのほうで悩んだ部分なんですけれども、学校応援団自体がこの事業は廃止になっておりますので、これを後期の中で継続するということが不可能でありました。

その中で地域との連携、どういう指標がいいかなというのは幾つも考えたんですが、なかなかまいものが出てまいりません。子供の110番とかいろいろ考えたわけなんですけど、どうしても減少傾向にいく、上向きの目標値を定めるというのがなかなか見つからなかったのが実際でございまして、その中で、地域の皆さんに学校がどのような運営をされているのかホームページの中から見ていただく、そういう観点に立って、この設定をさせていただいたというふうにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これはこれで結構なんですけれども、近年の子供さんの1年生、5年生の殺されたという事件が、ああいうのを見ますと、やっぱり何て言うのか、近所で見ている、それをそのままにしているという、あそこのあの子があそこで遊んでいるとかということ、やっぱり市内でもすごい一生懸命やっているところもありますよね。子供の見守り、特に下校、3時ごろが一番多いという話ですけども、それはすごいことなんですよね、目があるというそういうところがやっぱり不審者が出にくいという。だからやっぱりさっき、その地域とのコミュニケーションというのも、どうしても枠がなくてというのもすごく残念だなと思いますので、こういう部分ではできなくても、何か別な方向でそのことは絶対にやっぱり教育委員会のほうでしっかりと取り組んでいただければ大変ありがたいかなと思いますので、お願いしたいと思う点でございます。

続けてよろしいですか。

○委員長（三浦進吾君） はい、保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 次に、50ページなんですけれども、この生涯学習活動の指導者の養成というのを確保というふうにされて、人数をこれからふやしていくわけなんですけど、ここというのは養成と確保とは違うんですよね。それに対してはこれ、どうやって養成と確保、どういうふうに違いを政策としてやっていくのか、教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 養成につきましては、各講座等で講師に習いながら、その方々を養成していくわけなんですけれども、その前段階として、その教える方々の確保が必要かと思っております。

今現在、先ほどお話しさせていただきましたように、ホームページや広報紙、また継続してこちらのほうの人材バンクへ登録させていただく方については通知をしていただきながら、確保をしていきたいと思っておりますけれども、その確保をさせていただいた方々に公民館の講座並びに今、社協でやっていますいきいきサロン等で講師としてお話をさせていただいたりして、そこからまたかなり人数が出てくれば、また養成ということになってくるんじゃないかと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今、いろんな講座を終わってもそのまま継続してやっているということが幾つかありますよね。ああいうことは非常にいいと思いますので、どうかこの養成というの、しっかりとまた取り組んでいただければありがたいと思います。

続いていいですか。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、56ページなんですけれども、ここで子どもたちが参加する音楽祭等の実施を進めますとありますよね。この間10周年記念の音楽祭をやっていたけど、たまたまインフルエンザのあれで7校のうち3校が欠席だったんですけど、だったんですけれども、非常にいいなと思ったんですね。ぜひこれをずっと続けていくような方向で、何ていうんでしょう、市の中に音楽の学校の先生がいますよね。そういう人たちの何ていうのかな、あれはないんでしょうか。そういう人たちが中心になって、もっとそういう音楽活動をこういうところで年1回のをきちっと企画を立ててとこういうのをやっていると、運動のほうはすごいなんですけれども、文化がなかなかあれなんですけれども、そういう形を今

回きっかけにしてやっていただけないかなとも思ったんですけども、その辺のところはどんなふうに進めていかれるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 今、委員のほうのお話がありましたように、先月の1月25日に一応音楽祭を開催したんですけども、インフルエンザということで3校が欠場して4校で開催させていただきました。

来年度も引き続き開催をしたいと思っております。なお、開催するに当たりましては、参加していただく学校の音楽の先生方に実行委員としてなっていただいて、実行委員会形式で開催をしていきたいと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そのようにお願いしたいと思います。

63ページなんですけど、スポーツ施設の、さっきお話には出なかったんですけど、市内のスポーツ施設の整備充実の中で、新しくスポーツ施設空き情報の公開を継続していきますというのは、今回あれでしょうか、空き情報をそこでしていくというのはできるのでしょうか。申し込みを。その辺のところ私ちょっと知らない、言っていて申しわけないんですけど、その辺のところ……。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） ホームページの公開なんですけど、空き情報の関係は26年度から既に実施をしております、それを今後とも継続するという形にしております。一覧表がありましてあいている状況がわかるんですけども、申し込み自体は教育委員会、それから双葉、敷島の公民館等で受け付けるというふうになっております。

よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） インターネットの申し込みみたいなのはない、直接はあれなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） それについては、現在対応しておりませんし、今後も今のところは考えてございません。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほどの50ページのリーダーバンク、人材バンクの件ですけれども、指導者がちょっと伸び悩んでいるという件で、以前からこれはちょっと問題になっていて、同じ指導者に偏る傾向があるということがちょっといろんなところから耳に入ってきて、それを私が社会教育委員のときにも出したことがあります。公民館での講座を開催する場合にはなるべく公平に、それから大勢の個性のある先生方を採用して指導いただくということは非常に大事なことだと思いますので、これは公民館の指導員の方たちともよく常に協議していただいて、なるべく大勢のリーダーの方たちにその機会を与えてあげられるような体制をしっかりと整えていっていただくと、新しい登録者も出てくるのではないかと思いますので、ぜひその辺を充実していくようお願いしたいと思いますので、要望として結構です。お願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 要望ですね。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 図書館関係なんです。66ページ、先ほど説明の中で県立図書館の影響で少し減ったというようなお話がありました。それで、この間も指定管理を質問したときに、私も全国の図書館の情報をいろいろ集めたときに、指定管理している図書館なんかはいろんな企画をしていますよね。例えば、カフェを入れるとか、ちょっとこれは極端ですが、時間を延長してサラリーマンにもとか、そういった工夫というのをすごくいろいろして、やっぱり全市民がそれぞれの状況に合わせて使えるようにという工夫というのをしているんですが、ただ本を貸すだけという貸し館だけのことが図書館の利用ではないというような考え方が、今、大いにいろいろ利用しようというのが出ていますが、その辺のところは、この長期の計画の中ではどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋館長。

○図書館長（古屋正彦君） ただいまの質問が、今後の将来的に利用者数を上げていくというところの観点かと思いますが、こちらのほうにつきましては、今取り組んでおりますいろいろな事業を、例えばお話し会、朗読会などの事業を充実させていながら図書館のPR、読

書推進をPRをしていきたいと考えております。

指定管理等の関係で、先ほど言いましたハード面の例えば、全国的にはそういったコーヒー喫茶などくつろげる場所をとということで指定管理のほうにはありますけれども、なかなかそういうハード面については整備のほうが大変な部分がございますので、ソフト面のそういう事業を充実させていきながら利用者拡大を図っていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私は極端な指定管理の話をしてしまったんですが、そうではなくて、68ページの例えば学校読書活動支援、この辺も目標が97だけれども、もう今は447になっているとか、幼稚園とか保育園の貸し出しの数が物すごい上回っているとかという、その読書欲というのは甲斐市の市民の方というのはすごいなと思いますので、そういう面からも、新しいものを今できる中の範囲内でしっかりと取り組んでいただければいいと思うんです。すごい図書館の方たちが頑張っているのが数字に出ていますので、ぜひそこをまた伸ばしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

○委員（保坂芳子君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） この質問が多分ピントがずれているかもしれませんが、それを承知でちょっとお伺いしますけれども、図書館のことなんですが、今後、その図書館の統廃合、指定管理も含めて、それから増設とかそういった項目がないことと、各図書館の効率の問題も触れていないんですけれども、この辺、何しろまとめて数字が出ているということなんですが、地域間のそういう問題とかそういったものがあり得ると思うんですが、この辺お伺いしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋館長。

○図書館長（古屋正彦君） まずはご質問の統合とか指定管理の関係等がございますが、こちらのほうにつきましては、当然指定管理検討委員会等の検討課題ということで、この推進大綱とは別にいたしまして、推進大綱はあくまでも中間年の見直しということになっておりますので、その中の修正を加えた部分でありまして、別の指定管理の検討等で今後検討していくという形で進めております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で創甲斐教育推進大綱の見直しについてを終了いたします。

次に、教育総務課、生涯学習文化課関係その他に入ります。

教育総務課より報告がございますので、お願いします。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 学校施設の屋根貸し太陽光発電について口頭で報告させていただきます。

甲斐市公共施設屋根貸し太陽光発電につきましては、環境課の所管事業でございますが、対象施設として学校施設が含まれておりますので、教育総務課から報告させていただきます。

過日、1月26日、市内公共施設のうち7施設の公募型プロポーザル方式による選定審査委員会が開催されました。選定の結果、屋根貸し使用予定者は、山梨県クリーンエネルギー推進機構株式会社となりました。

対象となります学校施設につきましては、竜王小学校、敷島南小学校、敷島中学校、3つの小・中学校となります。

今後の予定でございますが、屋根貸し使用予定者と協定書を締結した後、設置工事に着手をする運びとなっております。

簡単ではございますが、以上で報告を終わります。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑がございましたらお願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっと金額は我々のほう知りませんが、言えないですか、幾らで貸すかというのを。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

○教育総務課長（長田 隆君） 大変申しわけございません。環境課の所管でございまして、私どもで言えるのは3つの学校だけということだけ報告させてください。申しわけございません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） ちょっと確認します。

当初5カ所を目標としていたと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 本来ですと環境課でお答えすべきですが、私はプロポーザルの審査委員に入った関係ありますので、お答えをさせていただきます。

5つございまして、竜王保健福祉センターと竜王西小学校、ただいま申し上げました竜王中学校、敷島南小学校、敷島中学校と。

今、竜王西小と申し上げましたが、これにつきましては提案はあったわけですが、将来的に大規模改修がございますので、屋根の防水工事等をする前に設置をされてしまいますと、ちょっと取り返しのつかないことになってしまいますので、これにつきましては提案はありましたが、ちょっと遠慮していただきまして、業者さんのほうに、またほかに良好な屋上等があれば、そちらのほうの学校を提案してくださいというところまでいっているということだけ報告させてください。

以上であります。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を行います。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、生涯学習文化課より報告がございます。お願いします。

樋口課長。

○生涯学習文化課長（樋口 充君） 生涯学習文化課より報告させていただきます。

初めに、3月議会に伴います補正についてお願いするものでございます。

文化館費の双葉ふれあい文化館管理運営費に伴う歳入歳出の補正になります。よろしくお願いいいたします。

次に、竜王中部公民館整備について、現在のところの状況につきましてご報告をさせていただきます。

竜王中部公民館の建てかえ整備につきましては、国、県と協議を進める中で国土交通省の都市公園整備事業補助金を活用していくことで進めております。整備内容につきましては、平成28年から30年度を予定し、隣接する中部公園の環境整備の中で災害時の避難生活支援拠点としての役割も担える体験学習施設として整備を考えております。

なお、施設の中にどのような機能が必要かなど詳細につきましては、都市計画課と協議、検討し、国、県の指導をいただく中で対応していきたいと考えております。

平成28年度から事業実施に向けて、平成27年度当初予算には基本設計の予算を計上させていただき予定しておりますので、よろしくお願いいいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

3月補正の予算については、定例会の案件でございますので質疑は省略します。

竜王中央公民館整備について特にお聞きしたいことがございましたら、お願い申し上げます。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、総務教育課、生涯学習文化課関係その他を終了いたします。

次に、教育部関係で委員の皆様方より特にお聞きしたいことがございましたら、お願い申し上げます。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） 以上で教育部関係その他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の退出を行います。

休憩 午後 4時56分

再開 午後 4時56分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

ただいま会議の時間延長の申し出がございました。本日の会議は時間を延長して行いますが、よろしいでございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） ご了解いただきました。

それでは、次に、(12) 甲斐市いじめ防止連携会議及び甲斐市いじめ問題対策委員会の設置について、担当よりご説明をお願いします。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） それでは、引き続きまして、甲斐市いじめ防止連携会議及び甲斐市いじめ問題対策委員会の設置についてご説明申し上げます。

資料の19ページをお願いいたします。

甲斐市におきましては、これまでいじめの未然防止のマニュアルを作成する等さまざまないじめの防止のための取り組みを行ってきておりますが、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等さらなる効果的な取り組みの推進を図るため、甲斐市いじめ防止基本方針を昨年11月に策定いたしました。

甲斐市いじめ防止連携会議及び甲斐市いじめ問題対策委員会の設置につきましては、いじめ防止基本方針の中の第2、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項の中の1番、いじめの防止等のために市が実施すべき施策に規定されているところであります。

その方針に基づきまして、要綱を制定いたします概要についてご説明させていただきます。

まず、甲斐市いじめ防止連携会議についてでございます。

連携会議は、いじめ防止等に関係する機関及び団体と連携を図り、いじめの問題の克服に

取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進していくことを目的として設置いたします。

連携会議が所掌する内容であります、(2)のところにありますけれども、ア、各機関等の取組等の情報共有及び連携した施策の実施、そのほかイからエにありますとおり、3つの内容について取り組みを行ってまいります。

次に、組織の構成であります、委員の定数は20人以内としまして、委員の構成は学識経験者、PTA関係者、小・中学校関係者、児童相談所職員など(ア)から(コ)までのいじめ問題に関係する機関や団体に所属する職員で構成し、任期为1年といたします。

次に、甲斐市いじめ問題対策委員会でございます。

いじめによる重大事態に係ります事実関係を必要に応じて調査して、同様な事態の発生を防ぐため指導助言等を行い、有効な対策の検討をすることを目的として設置いたします。

所掌する内容であります、ア、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと、そのほか、イ、ウにあるとおり2つの内容について取り組みを行ってまいります。

次に、組織の構成であります、委員の定数は10人以内といたします。構成する委員ですけれども、児童の発達、心理に関する専門知識と経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市教育委員会が適当と認める者と規定し、必要に応じて委嘱してまいります。

なお、任期につきましては、重大事態の調査など所掌する事項が終了するまでの間といたします。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(三浦進吾君) 説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

ございますか。

保坂委員。

○委員(保坂芳子君) この1番も2番も中心となってやるところというのは、学校教育課でよろしいんですか。

○委員長(三浦進吾君) 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長(横森貴志君) そのとおりでございます。

○委員長(三浦進吾君) 保坂委員。

○委員(保坂芳子君) 例えば1番のPTA関係者とか小・中学校関係者というと、PTA会長とか校長先生とかそういう方でしょうか。

それから、市の教育委員会と市関係部署というのがありますが、これどんなふうに違う、関係部署というのはどういうところでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） まず、PTA関係者は、先ほど言いましたように保護者の方だけでございます。小・中学校関係者につきましては、小学校、中学校代表者をそれぞれ1名と想定しております。市関係部署でございますけれども、想定しているのが、子育て支援課と福祉課の職員を想定しております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、その学識経験者という方はどういう方ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） まだこれは今からもっと煮詰めますけれども、大学等におりまして、このいじめの問題とかそれらの専門的な知識を要する方を想定しております。どこの方だとか、そこはまだ今から煮詰めているところがございますので、それらの専門的な知識、いじめ等に関する知識を要する方で助言等をいただけるような方々を想定しております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 20人以内と、この（ア）から（コ）がありますが、全部入れるということですよ、欠けないでという意味ですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 20人以内としております。大体15人前後ぐらいで最初は考えております。

ただ、今ここにおきまして、はっきりと委員構成がうたっておりますけれども、その事案によりましては委員等もふやさなければならないことが出てまいりますので、それらを想定した中で15前後ぐらいを最初の委員として想定しております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 任期が1年ということなんですけれども、ここで定期的に行っていくのかどうかあれなんですけれども、何かあったときにやっぱり開いて、それに対して共通の

ものを持って対応をここで決めるというような感じにいるんですか。どういうことなのか、ここの1番のことでお聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） いじめ防止連携会議のほうは、年間3回ぐらいの会議を開催したいと考えております。

当然、毎学期末に学期ごとのいじめの報告件数が各小・中学校から上がってまいります。それらの実態等を踏まえまして、今後の対策等、また、そのいじめ問題に関する解決等の取り組みを行っていかねばなりませんので、最低3回ぐらいの会議を想定しております。

いじめ問題対策委員会のほうは、こちらは重大な事態が起きた場合ですから、起きては困ることですけれども、そのようなことが起きた場合に委嘱をさせていただきまして、それらの調査等が終わるまでの期間という形で限定させていただいております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この2番のほうのいじめ問題の重大な問題というお話がありましたけれども、ここでは父兄は入って、当事者のみみたいな、それは抜いて客観的なものだけの問題として捉えて結論を出していくということになるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） はっきり言って、ちょっと申し上げられません。当然その重大事態の内容等によります。その起こり得る生命に危険を及ぼすものとか、生命に危険は及ぼさないけれども、子供の精神を傷つけているもの等ありますが、それらの内容等によりまして、関係者として調査するにふさわしい方々がいらっしゃる、個人的なつき合いとかそういうこともなく、平等性を持った上で調査ができるような方を想定しておりますので、ただ、その内容によりましては、入ることも可能性はあると思いますけれども、ただ、ないとも今は言えませんけれども、その事案によりまして対応してまいりたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 今、いじめ防止連携会議のほうで年に3回ぐらいうるんだと、任期が1年ということですよ。こういうものはやっぱり継続してやっていく必要があるんじゃないですか。余り1年ぐらいで、短期で交代するというのはいかがなものなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 議長のおっしゃるとおり、本来は2年、3年という中で継続していくことが望ましいと考えております。

ただ、委員の構成を見ていただくとわかりますとおり、その職責に応じまして異動等が生じる方々が多くいらっしゃいます。市の関係部署においても同じであります。ですから、その方々、部署が違った場合、異動した場合において、その方々を継続して委嘱しておくことも、問題対処といたしましてはちょっとできないようなところもあると思いますので、本来はそういう長いスパンで委嘱をさせていただきたいというのが一番理想だとは思っておりますけれども、その異動等の関係もありまして1年という形の中で限らせていただいております。

ただし、いじめ問題対策委員会のほうは、これは事例によりまして委嘱する方々が違いますので、その一つの問題に対しましては重大な内容でありますので、これは継続性を最低持たなければいけないということを認識しておりますので、それらが解決するまでの間という形の中で期間は決めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） 課長のおっしゃることはよくわかりました。

確かに委員構成を見れば、そういう今、課長がおっしゃったようなことなんでしょうけれども、がらっと変えるんじゃなくて、任期は1年でしょうけれども、今後これをやっていくときには任期1年にこだわらなくて、また中には継続してやってもらう人もいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 私の説明が不足しておりまして申しわけありません。

任期に限りましては、確かに1年という形で決めさせていただいておりますけれども、再任も妨げておりませんので、そちらのほうでご理解いただきたいと思います。大変申しわけありません。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市いじめ防止連携会議及び甲斐市いじめ問題対策委員会の設置についてを終了いたします。

次に、(13) インターネット利用に関するアンケートの集計結果について、担当よりご説明をお願いします。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） それでは、引き続きまして、インターネット利用に関するアンケートの集計結果についてご説明申し上げます。

資料の20ページ、最後のページになります。よろしく願いいたします。

調査の目的といたしましては、携帯・スマートフォンの急速な普及によりまして、児童・生徒が長時間利用することで心身や学業、生活に及ぼす影響が大きく、また、ネットいじめ等諸問題の増加が懸念されているところであります。

インターネットの利用に係ります児童・生徒の実態を把握いたしまして、今後の情報活用能力や情報モラルの育成のための効果的な取り組みの参考とするため、アンケート調査を実施させていただきました。

調査につきましては、昨年の11月から12月の期間に、小学校が5年生、6年生の児童を対象に、中学校が全学年の生徒を対象といたしまして、質問紙によりアンケート調査として実施したところであります。

調査結果の内容につきましては、興石指導監のほうからご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 興石指導監。

○指導監（興石 信君） それでは、お手元の別冊のやはたいぬのマスコットが中央にあります、こちらの別冊をごらんください。

小中学生のインターネット利用に関する調査につきまして集計結果が出ましたので、報告をいたします。

先ほど申しましたとおり小学校、中学校3,000人を超える非常に大規模な調査になって、貴重なデータが集まりました。集計の値は全て%表示になりますのでご理解ください。

1 ページめくってください。

表紙の裏になりますけれども、今回の調査ですけれども、大きな4つの項目から成っております。

1番が、携帯電話・スマートフォンに関する質問項目です。大きな2番が、パソコンについて、大きな3番が家庭でのルールについて、大きな4番が有害サイトについてであります。

問いにつきましては、Qの1番からQの14番までで構成をされております。

ここでは時間の関係もありますので、最近子供たちの間で急速に広がっております携帯電話・スマートフォン、大きな1番の部分について、中心的にその集計の結果と、そこから見える傾向等をお話をしたいと思います。

それでは、その表紙の裏の調査結果の概況に基づいて説明をまいります。

まず、Qの1番ですけれども、こちらのほうは所有に関する質問でした。

この結果からは、中学生の7割、小学校高学年の5割が、携帯・スマートフォンのいずれかを自分専用あるいは家族とともに所有しているという実態が見えてきました。

続きまして、Qの2番、こちらは持っている携帯の種類を問うものですが、こちらからは小学生では携帯、いわゆるガラケーのものが多く、中学生になるとスマートフォンに移行していく、そんなような傾向が見えてきました。

Qの3番、こちらは使用時期になりますけれども、こちらからは中3よりも中1のほうが、同じ小学生でも小6よりも小5のほうが携帯を使い始めた時期が早いということがわかります。このことから、使い始める時期が年々低年齢化すると、こういった傾向がうかがえるかと思えます。

Qの4番、こちらは使用する内容、利用の内容についてを問うものでしたが、見ていただいておりますとおり、LINE等のメッセージのやりとり、音楽や動画の閲覧、ゲームなどインターネットの利用率が、中学生になると上昇するということがわかってきました。これは、恐らくスマートフォンの所持率の上昇と相関があるものと考えられます。

続きまして、Qの5番、こちらは利用時間に関する質問になりますが、1日の利用時間では、小学生で1時間を超えるのは約3割に対しまして、中1からは5割を超えてまいります。

これも多機能でインターネットが使いやすいスマートフォンの所有率、非常に便利ですので、利用する時間が長くなるということが推測をされます。

続きまして、Qの6番、こちらのほうはスマートフォン、携帯でのトラブルの経験を問うものですが、見てわかりますとおり、一番のトラブルとして上げられていますのがチェーンメールが送られてきたことがあると、これが38.4%の回答になっております。

また、上から4番目でしょうか、インターネットにのめり込んで勉強に集中ができなかったり、睡眠不足になったりしたことがある、これが13.8%、これについてはネット依存につながるおそれのある、そんなような数値だと思います。

続きまして、Qの7番、こちらのほうはフィルタリングに関する項目になります。

こちらからはフィルタリングの使用率が全体的に低いという傾向がわかってきます。また、中学校3年では3割以上、小学校6年では5割以上がフィルタリングがかかっているかどうか分からないというような答えがありまして、認識の低さがうかがえるところです。

続きまして、Qの13番、家庭でのルールの方にまいりたいと思います。

8ページになります。

そこを見ますと、何らかの使用のルールを決めている割合が非常に低いということがわかります。特に、ルールを決めていない割合は学年が上がるにつれて高まっておりまして、中学校3年生では35%、3人に1人以上がルールが決められない中で、ある程度自由に使っていると、そんな実態が見えてきます。

最後、Qの14番ですが、こちらの有害サイト、インターネットの危険性に関する教育を問うものですが、こちらのデータからは、学校で教えてもらったが7割、これが最大になっております。一方、家庭で何らかの教育をしているということについては4割ですので、家庭での啓発等が非常に必要なのかなということを感じました。

今後に向けてにまいりますけれども、今後に向けてそこに二重丸で書いてあるようなことを考えております。

携帯・スマートフォン等を通じたネット利用の長時間化や利用者の低年齢化が進む一方で、それに伴うさまざまな危険や問題についての知識やモラルを身につける学習機会や環境が十分に備わっていないということがあります。保護者の危機管理意識の低さ等は、子供たちをネットいじめとかネット依存、犯罪の危機にさらすことにもなります。家庭への啓発や学校・家庭・関係諸機関が連携を密にしながら、社会全体で子供たちの情報活用能力、情報モラルの向上に向けた取り組みを一層力を入れて行っていく必要があるということを感じてお

ります。

具体的には、大人がまず正しい知識を身につける、そして、みずからネットとの付き合い方をきちんと考えること、大人が範を示すということです。

2点目はルールを決めた上で使わせる、ルールは守らせること。

3つ目には、携帯やネットとの付き合い方について自分で考えて判断できる、こういった子供の育成を教育活動全般を通じて行っていく必要があるかと考えております。

こういったことをもう少し細かく分析をしながら、年度当初、その早い段階で市の教育委員会として、家庭あるいは子供たちへの提言等を行ってまいりたいと思います。

以上、携帯・スマートフォンに関するものを中心に説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 調査結果の概況の1ページの下の方の3つ、フィルタリングの使用率の低さ、使用ルールを決めている割合が低い、インターネットの危険性の教育が家庭では4割にとどまるとか、この辺3つがやっぱりこのことについて今後どうしていくかということは今、指導監のほうからお話があったと思いますので、しっかりと具体的に、特に父兄に対してのことが非常に大事なかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望で結構です。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですか。

○委員（保坂芳子君） はい。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上でインターネット利用に関するアンケートの集計結果についてを終了します。

次に、学校教育課関係その他に入ります。

学校教育課より報告がございます。

○委員長（三浦進吾君） 横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れのところ、申しわけありません。報告をさせていただきます。

学校教育課では、3月の定例議会で補正予算を予定しております。

内容といたしましては、給食センターの食材費や燃料費、あと、竜王地区の各小・中学校の給食の食材費等の補正と幼稚園の就園奨励費の国庫補助金の決算見込みであります財源更正等を予定しております。

それらの補正を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件でございますので質疑は省略させていただきます。

以上で学校教育課関係その他を終了いたします。

次に、学校教育課関係で委員より特にお聞きたいことがございましたらお願ひします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で学校教育課関係その他を終了いたします。

次に、（14）その他を行います。

委員からありましたらお願ひします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 事務局からありましたらお願ひします。

係長。

○庶務・議事係長（山岡広司君） 2月13日金曜日になりますが、全員協議会を1時半から行いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時19分